

官報

号外 平成十二年四月十八日

○第一百四十七回 衆議院會議録 第二十六号

平成十二年四月十八日(火曜日)

議事日程 第二十一号

平成十二年四月十八日

午後一時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(鈴木宗男君外七名提出)

第二 国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(鈴木宗男君外七名提出)

○本日の会議に付した事件

裁判官訴追委員の選挙

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(鈴木宗男君外七名提出)

日程第二 国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(鈴木宗男君外七名提出)

弁理士法案(内閣提出、參議院送付)

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案(内閣提出)

循環型社会形成推進基本法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

〔本号末尾に掲載〕

〔桜井新君登壇〕

○桜井新君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案は、現行選挙制度のうち、次回衆議院議員総選挙までに緊急に是正する必要があるものとして、次の五点につきまして改正を行うものであります。

第五に、政党その他の政治活動を行う団体は、その政治活動のうち、書籍及びパンフレットの普及宣伝のための自動車、拡声機等の使用について、衆議院議員、參議院議員等の選舉運動期間中は、確認団体による一定の制限の範囲内のものを除き、行うことができるものといたしております。

第六に、この法律は、原則として公布の日から施行するものとし、手話通訳者への報酬支給及びパンフレット等の普及宣伝のための自動車、拡声機等の使用規制に係る規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することといたします。

次に、国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(鈴木宗男君外七名提出)

日程第二 国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(鈴木宗男君外七名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、公職選挙法の一部を改正する法律案、日程第一、国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長桜井新君。

は、当該期間の直後の十月の第四日曜日に、それを行なうことといたします。

第二に、衆議院小選挙区選出議員を辞し、または辞したものとみなされた者が、当該欠員について行われる補欠選挙の候補者となることを禁止いたします。

第三に、衆議院比例代表選出議員の選挙において、当該選挙と同時に行われた小選挙区選出議員の選挙で、法定得票数に達していない名簿登載者である場合は、これらの者を当該名簿に記載されないものとみなし、比例代表選挙の当選人となることができないことといたします。

第四に、参議院比例代表選出議員を除く選挙において、選舉運動従事者のうち、専ら手話通訳のために使用する者について、政令等で定める額の報酬を支給することができることといたします。

まず、国会法を改正し、衆議院及び参議院の比例代表選出議員が、議員となつた日以後に、当該選舉における他の名簿届け出政党等に所属する者となつたときは、退職者となるものといたしております。

次に、公職選挙法を改正し、衆議院及び参議院の比例代表選出議員の選舉における当選人が、選舉期日以後に、当該選舉における他の名簿届け出政党等に所属する者となつたときは、当選を失うものといたしております。

ただし、いづれの場合も当該議員の属する名簿届け出政党等が他の名簿届け出政党等と合併した場合、または分割後に合併した場合を除くことといたしております。

この法律は、公布の日から施行し、施行日以後、期日を公示される衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙等において選出される議員または当選人に対して適用することといたしております。

両案は、四月十日本委員会に付託され、四月十三日提出者鈴木宗男君から提案理由の説明を聴取した後、翌十四日修正案提出者堀内征雄君から、公職選挙法の一部を改正する法律案のうち、法定得票数未満の重複立候補者の比例復活当選の排除の規定につき、法定得票数未満の基準を供託物没収点未満の基準に修正する旨の提案理由の説明を聴取いました。

続いて、両法律案及び修正案に対する質疑及び討論を行い、採決の結果、公職選挙法の一部を改正する法律案は修正案のとおり賛成多数をもって修正議決すべきものと決定し、国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案は全会一致をもって

可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、日程第一につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。
君。

委員長の報告を求めます。商工委員長中山成彬

十四日深谷通商産業大臣から提案理由の説明を聽取いました。本日質疑を行った後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。
なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 弁理士法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中山成彬君登壇〕

○中山成彬君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における知的財産の適正な保護及び利用の促進等に対する要請の高まりに対応し、知的財産専門サービスの重要な担い手である弁理士について、規制改革による競争の促進、国民への利便性向上の観点から、その業務を規定する弁理士法の全面的な見直しを行つるものであります。

その主な内容は、

第一に、弁理士業務について、工業所有権等に係る契約締結の代理等の業務を追加するとともに、権利が確定した後の特許料の納付手続等を弁理士の独占業務から開放すること、

内閣提出、参議院送付、弁理士法案を議題とし、委員長の報告を認め、その審議を進められることを望みます。

○野田聖子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用して移動の円滑化の促進に関する法律案を議題とし、委員長の報告を認め、その審議を進められることを望みます。

○野田聖子君 野田聖子君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 野田聖子君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

本案は、去る三月三十一日参議院から送付けられ、四月十三日本委員会に付託されました。同月

○議長(伊藤宗一郎君) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用して移動の円滑化の促進に関する法律案

(内閣提出)

(外) 報官

公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案を議題といたします。運輸委員長仲村正治君。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案及び同

報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔仲村正治君登壇〕

○仲村正治君 ただいま議題となりました法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国における急速な高齢化の進展等に対応して、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係る身体の負担を軽減することによりその移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、主務大臣は、移動円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定めること、

第二に、公共交通事業者等は、旅客施設の新設、大改良または車両等の導入を行うときは、これらを移動円滑化のために必要な一定の基準に適合させなければならないこととともに、既にその事業の用に供している旅客施設、車両等にについても、当該基準に適合させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと、

第三に、市町村は、多数の旅客が利用する旅客施設を中心とした地区について、移動円滑化のための事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本

構想を作成することができる」とし、基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会は、これに即して事業を実施するための計画をそれぞれ作成し、これに基づき当該事業を実施すること並びにその他所要の措置を講ずること等であります。

本委員会においては、同月二十一日二階運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、二十九日質疑に入り、四月四日及び七日に参考人からの意見聴取を行いました。また、五日に現地視察を行なうなど慎重に審査を行い、本十八日質疑を終了いたしました。

次いで、本案に対し、自由民主党、民主党、公

明党・改革クラブ、保守党及び自由党から、本法施行後五年を経過した場合において、本法施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする修正案及び日本共産

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、循環型社会形成推進基本法案(内閣提出)の趣旨説明

〔國務大臣清水嘉与子君登壇〕

○國務大臣(清水嘉与子君) ただいま議題となりました循環型社会形成推進基本法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、我が国における社会経済活動が拡大し、

この結果、日本共産党提案の修正案は賛成少数を

もって否決され、本案は自由民主党、民主党、公

明党・改革クラブ、保守党及び自由党共同提出の修正案とのおり全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

本会議の委員長報告のとおり修正議決いたしました。

これらの問題に対応するため、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び

器再商品化法などの諸法が制定、改正されるなど

さまざまな対応が図られてまいりました。

これらの措置は、順次施行され、廃棄物の適正処理やリサイクルの推進に着実に成果を上げつづけています。

しかしながら、依然として大量の廃棄物が排出されているなど多くの問題が残されており、さらに一層の対策を推進し、その解決を図ることが、政府としての喫緊の課題となっています。

これらの諸問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方に根差したものであり、その根本的な解決を図るために、これまでの社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、環境基本法が目指す環境への負荷の少ない経済社会、なかんずく、社会における物質循環の確保により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた循環型社会を形成することが不可欠であります。

このような循環型社会の形成は、いわば社会のあり方そのものの見直しを求めるものにはかなりないことから、この形成に向けて着実に歩みを進めためには、循環型社会の形成に係る確固たる道筋を示す制度が必要であります。

政府におきましては、このような認識に立ち、

廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤となる制度を設けることを喫緊の課題と位置づけ、本法案の検討を進めてまいりました。

循環型社会形成推進基本法案は、このような検討の結果、循環型社会の形成を推進するための基本原則とこれに基づく基本的施策の総合的な枠組みを国民的合意として新たに打ち立てようとするものであります。

次に、循環型社会形成推進基本法案の内容を御説明申し上げます。

第一に、循環型社会の形成について、その基本原則を明らかにしておきます。すなわち、まず循環型社会の形成は、自主的かつ積極的な行動により環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の実現を目指して推進されなければならないことを示した上で、関係者の適切な役割分担と適正かつ公平な費用負担の必要性を規定しております。そして、国、地方公共団体、事業者及び国民といった関係者の責務を具体的に定めており、廃棄物等の発生はできるだけ抑制されなければならないことを示すとともに、循環資源についてはできる限り循環的な利用が行われないものについては適正に処分しなければならないことを明確にしております。さらに、循環型社会の形成に深く関連する自然界における物質の適正な循環の確保に関する施策について定めております。

第二に、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が、循環型社会形成推進基本計画を平成十五年十月一日までに定めて、施策の基本的な方針、総合的かつ計画的に講すべき施策等を国民の前に明らかにするとともに、毎年、循環型社会の形成に関して講じた施策、講じようとする施策等を国会に報告することについて規定しております。さらに、問題の状

況に応じた的確な対応を図るため、この計画の見直しをおおむね五年ごとに行うこととしております。

第三に、循環型社会の形成に関する基本的施策として、原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制のための措置、循環資源の適正な循環的利用及び処分のための措置、再生品の使用の促進、製品、容器等に関する事前評価の促進等、環境の保全上の支障の防止、環境の保全上の支障の除去等の措置、原材料等が廃棄物等となることの抑制等に係る経済的措置、公共的施設の整備、地方公共団体による施策の適切な策定等の確保のための措置、地方公共団体に対する財政措置等、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等、民間団体等の自発的な活動を促進するための措置、調査の実施、科学技術の振興、国際的協調のための措置並びに地方公共団体の施策について規定しております。

(拍手)

以上が、この法律案の趣旨でございます。

循環型社会形成推進基本法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。小林守君。

〔小林守君登壇〕

○小林守君 私は、ただいま議題となりました循環型社会形成推進基本法案に対して、民主党を代表して質問させていただきます。

現在の大量生産、大量消費、大量廃棄の経済社

会システムは、地球温暖化、オゾン層破壊、砂漠化、森林破壊、資源の枯済など地球規模での環境に大きな影響を与えてしまっています。廃棄物の問題では、自然生態系の中で分解できぬ量をはるかに超えた大量の廃棄物があふれ、各地で不法投棄、不適正処理、自然破壊などの問題が生じています。

このような問題を解決するためには、省資源、物質循環を徹底し、人間活動を環境と調和させる持続可能な社会へと社会システムを変革する必要があります。先進国が資源の大部分を独占的に消費したり、現世代が将来世代の生存権を奪い取る権利などないはずだからであります。

持続可能な社会に向けた循環型社会づくりの取り組みは、例えば、環境先進国のドイツにおける一九九四年制定の循環経済及び廃棄物法、いわゆる循環経済法が有名であります。この循環経済法は、経済、社会生活の構造をいわゆる使い捨てから循環型へと転換すること、それによって廃棄物の適正な処理及び廃棄物に伴う環境汚染を防止するとともに、資源の保全等の要請にこたえようとされています。そのため、廃棄物リサイクルを統一的な理念と指導原理のもとに廃棄物法制を統括しております。

このような先進的な法制度から五年以上おくれてつくられた今回の法律案は、国際社会における日本の役割を考えれば、国際的な廃棄物・リサイクル法制度の整備の流れに沿って世界の最先端を行く法制度でなければならないはずであります。

まず、環境庁長官に、ドイツの循環経済法に対する評価と、この法案が循環経済法に対して具体的にどうがどのようにすぐれているのかを、具体的に

的に、詳細に教えていただきたいと思います。また、先進国では、日本のように廃棄物・リサイクル政策を別々の省庁が行っている例はあるのでしょうか。環境庁長官にあわせてお尋ねいたします。

現在の日本の廃棄物・リサイクル対策の問題点につきましては、本当に多くの人たちが同様の指摘を繰り返しているところであります。最も指摘が多いのは、リサイクルの名目で不適正な処理を行った香川県豊島の問題や、廃タイヤを有価物と称して放置し周囲の環境を悪化させる問題など、各地で数多くの問題を引き起こしている廃棄物の定義の問題であります。

日本の廃棄物の定義は、昭和四十六年の厚生省環境整備課長通知では、「廃棄物とは、客観的に汚物又は不要物として観念でくる物であつて、占有者の意思の有無によつて廃棄物となり又は有用物となるものではない」とされていたものを、昭和五十二年の通知で、「廃棄物とは占有者が自ら引き取つたものであれば廃棄物ではないとのことじつけ、強弁が通用してしまつことになつたのであります。

このように、通知で廃棄物の定義を勝手に変えることができたということ、このこと自体が国会軽視ではないかと考えますが、なぜこのような変更を行つたのか、また、通知で勝手に定義を変更することは許されないのでないか、厚生大臣の御見解をお伺いいたします。

また、このたびのこの法案によって、先ほど指摘したような各地での廃棄物の定義をめぐる争い

に終止符を打つことができるのか、環境庁長官にお伺いいたします。

この問題は、廃棄物の定義とあわせて、リサイクルの場合には、廃棄物処理に係る各種の環境規制が全くかからず、野放しとなっているという問題でもあります。このような指摘についてどのようにお考えか、今後どのようにされるおつもりなのか、環境庁長官の御所見をお伺いいたします。

さらに、そもそも我が国にはきちんとした廃棄物・リサイクル関係の統計が存在しないことも、問題点として指摘されているところであります。

一般廃棄物及び産業廃棄物の排出・処理状況は、厚生省が都道府県からの報告を集計して公表しておりますが、平成八年度の実績が平成十一年度末に公表される状態となっております。

また、リサイクルに関する統計としては、紙・パルプ統計など個別品目について古紙などの消費量データがとられていますが、カバーされる品目は限られており、カバーされている品目についても詳細なデータが得られるものとはなっておりません。詳細な回収率として業界が公表している数値もありますが、その内容も十分であるとは思われません。

国内の資源の利用状況、廃棄物の処分状況などマテリアルフローをきちんと把握しなければ、循環型社会に向けた国の施策を計画的に実行することは不可能ではないでしょう。

ところが、今回の法案は、このような統計の整備を行う旨の明示的な規定は置かれておりません。ほとんど実効性のない訓示的な法案の中での唯一実効性が担保できるはずの統計の整備をなぜ法律できちんと行わないのか、環境庁長官に伺い

ます。

また、資源の有効な利用の観点から、有用な廃棄物がどこにどの程度存在するかの情報提供を速やかに行うことも必要と考えますが、その点についても何ら本法案では手当されていないと思われます。そのような状態で、循環型社会をどうやって構築するのでしょうか。環境庁長官にお尋ねいたします。

さて、今回の法律案の目玉と称されているのが拡大生産者責任であります。法律案の概要資料によれば、生産者が、みずから生産する製品について、使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う拡大生産者責任の一般原則が確立したとあります。しかし、拡大生産者責任の一般原則というものが確立しているのでしょうか。OECDにおける議論の状況と、一般原則が確立しているかについて、環境庁長官にお尋ねします。

法案十一条二項の引き取り等の規定では、その要件が「当該製品、容器等に係る設計及び原材料の選択、当該製品、容器等が循環資源となつたものの収集等の観点からその事業者の果たすべき役割が循環型社会の形成を推進する上で重要である」と認められるもの」となっております。具体的な製品がこの要件に該当するかが重要であると考えられます。

例えば、自動車、大型家具、携帯電話、オーディオ機器、衣類、蛍光灯は、この要件に該当するのでしょうか。それぞれ明確にお答えください。また、この要件にさまざまな製品が該当するのであるにもかかわらず、経済的措置を講ずるべきであるべきではありません。環境負荷の少ない製品を市場メカニズムを通じて流通する社会を構築すべきであると考えております。環境負荷の価格への内部化についてどのような見解をお持ちか、環境庁長官にお尋ねいたします。

あわせて、経済的措置について、この法律案において第二十三条二項においてさまざまな条件が付されているわけですが、百歩譲ってそのような条件を満たした場合には、当然に必要な措置を講ずるべきであるにもかかわらず、経済的措置を講ずる必要がある場合でさえも、国民の理解と協力を得られるよう努めるという理解不可能な条文なっています。経済的には、経済的手法という市場メカニズムを用いた手法の方がより効率的であり、規制に先立つて検討すべきにもかかわらず、なぜこのような後ろ向きな規定になっているのか、環境庁長官に重ねてお伺いいたします。

また、資源循環型社会を確立するためには、製品等の資源採取から廃棄に至るまでの全段階での環境の負荷の定量的、客観的評価すなわちライフサイクルアセスメントの手法を確立しなければならないとされます。昨年の環境白書においても、LCAの手法はまだ確立には至っていないが今後検討すべき事項の一つであると記述がなされているところであります。とすれば、循環型社会を目指す上で、非常に重要な意義を有するライフサイクルアセスメント、LCAについて、今回の法案に準とするかを環境庁長官にお尋ねいたします。

次に、私は、環境負荷という外部経済を内部化し、環境負荷の少ない製品を市場メカニズムを通じて流通する社会を構築すべきであると考えております。環境負荷の価格への内部化についてどのような見解をお持ちか、環境庁長官にお尋ねいたします。

既に、廃棄物・リサイクル政策に関する現実的な問題点は具体的な事例として十分明らかにされています。廃棄物の定義、一般廃棄物と産業廃棄物の問題、廃棄物とリサイクルの省庁縦割り行政の問題、廃棄物の不徹底、上流対策の不十分さ、定量的目標の欠如、廃棄物再生と利用とのミスマッチ、費用負担の不適切さ、統計の不備など、数多くの問題が具体的に提示されているところであります。そのような問題点になぜ正面からこたえようとしないのか、正面からこたえた結果がこの法案なののか、正面からこたえた結果がこの法案のか、重ねて長官にお伺いいたします。

私たち民主党は、今回の法案のような廃棄物・リサイクル法制度の縦割り状態を解消できないまま、調停的、精神的意味しか持たない基本法をつ

くることは、単に問題を先送りするだけであると考え、廃棄物処理法と再生資源利用促進法を統合した資源循環・廃棄物管理法の制定を提言し、現在パブリックコメントを行っているところであります。私たち民主党の提言も完全であるとは言えないでしようが、これらの問題に真っ正面から取り組み、一定程度の方向性を示しているつもりです。

まじめに環境負荷を減らそうとしている事業者の方々、多くの国民が本当に望んでいるのは、廃棄物・リサイクル法制度の統合なのであります。民主党政権では、このような單なる理念的な基本法ではなく、廃棄物・リサイクル法制度の統合をした、問題解決に実効性のある法制度を確立することをお誓い申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣清水嘉与子君登壇)

○国務大臣(清水嘉与子君) 小林先生にお答え申し上げます。

まず、ドイツ循環経済法に対する評価及びドイツ循環経済法と比較した本法案の長所についてお尋ねがございました。

ドイツ循環経済法におきましては、廃棄物の処理対策とリサイクル対策を一体的に規定し、対策の優先順位、拡大生産者責任等の廃棄物・リサイクル対策に対する基本的な考え方が明らかにされたことは、同国における廃棄物・リサイクル対策の推進に一定の寄与をしたものと評価しております。

ドイツ循環経済法と比較した本法案の長所としては、両国の国情の違いもあり断定的に

申し上げることは困難ではございますけれども、まず、国における施策の基本となる計画制度を盛り込んでいる点、講じようとする施策やその実施状況についての年次報告の策定を定めている点、国が講すべき施策が網羅的に明らかにされている点を挙げることができます。

次に、先進国における廃棄物・リサイクル政策の所管官庁についてのお尋ねがございましたが、国によって制度や行政組織の形態が異なるため一概には申し上げられないものの、廃棄物行政とりサイクル行政を一体化している先進国が多いものと承知しております。

我が国においても、このような各国の事例をも参考にしつつ、来年一月に発足する環境省においては、廃棄物行政を一元化するとともに、現在各省が実施しているリサイクル行政についても環境省が適切な役割を担うことにより、これらの施策を環境省がリーダーシップをとって一体のものとして推進することにしております。

この法案によって、廃棄物の定義をめぐる争いに終止符を打つことができるのか、また、リサイクルに対して廃棄物処理法の規制がかからないという問題が解決されるのかというお尋ねがございました。

廃棄物の取り扱いについて、有価、無価をめぐって現場で問題が生じてることについては承認しております。また、有価物のリサイクルに廃棄物処理法が適用されないため十分な規制が行われていないのではないかという意見があることにについても承知しております。

有用な廃棄物の存在の状況についての情報の提供に関するお尋ねがございました。

有用な廃棄物の再使用や再生利用を促進するためには、そのような廃棄物の所在や量などの情報が、これを必要とする国民や事業者に適切に提供されることが効果的でございます。このような観点から、法案では、第二十八条に、国は、民間団体等が自発的に行う循環型社会の形成に関する活

導入することとともに、対象物の適正な循環的な利用及び処分を確保すべきことを明記し、この問題に取り組んでおりました。この基本的な方向に即し、円滑な物質循環が確保され、かつ適正な環境保全上の対策がすき間なく講じられるシステムの構築を目指して、今後必要な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、廃棄物・リサイクル関係の統計の整備の規定についてのお尋ねがございました。

廃棄物・リサイクル対策を講ずるに当たっては、まず廃棄物等の発生やリサイクルの状況等の現状を把握することが、今後講すべき施策の方向を見定める上で基礎であり、大変重要であると認識しております。このため、法案では、第二十九条に、国は、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況等に関する調査を実施する旨の規定を置いているところでございます。

これまで関係省庁において廃棄物の発生実態等の関連調査を実施してきておりますけれども、環境庁としても、循環型社会の形成のための施策立案に必要な情報を適切に把握するため調査の充実を検討したいと考えております。

一方、本法案においては、生産者の責務や国の施策として、特定の物質を対象とするのではなく、一般的な規定として拡大生産者責任の考え方を規定しており、このことによって拡大生産者責任の一般原則が確立できるものと考えております。

個別品目ごとの引き取り責任に関するお尋ねがございました。

循環型社会形成推進基本法案では、第十八条第三項におきまして、当該循環資源の処分の技術上の困難性、循環的な利用の可能性等を勘案し、関係者の適切な役割分担のもとに、当該製品等に係る設計及び原材料の選択、当該製品等の収集等の

動の促進に資するため、循環資源の発生等に関する情報を適切に提供する旨の規定を置いているところでございます。

拡大生産者責任に関するO E C Dにおける議論の状況及び拡大生産者責任について一般原則が確立しているかということについてのお尋ねがございました。

O E C Dにおきましては、九四年以降、拡大生産者責任についての議論が開始され、本年夏を目標としてガイドライン・マニュアルが取りまとめられるというふうに聞いております。このため、このガイドライン・マニュアルは、加盟国政府がみずから政策を立案する際の参考資料として取りまとめられているものでございます。このため、取りまとめは、拡大生産者責任の一般原則を明らかにするものではなく、各国にその導入を勧告するような性格のものではないと承知しております。

O E C Dにおける議論が開始され、本年夏を目標としてガイドライン・マニュアルが取りまとめられるというふうに聞いております。このため、このガイドライン・マニュアルは、加盟国政府がみずから政策を立案する際の参考資料として取りまとめられているものでございます。このため、取りまとめは、拡大生産者責任の一般原則を明らかにするものではなく、各国にその導入を勧告するような性格のものではないと承知しております。

(号)外

あると認められるものを引き取り責任の対象としたところでございます。

本法案は、基本法という性格から、直接に個別の権利や義務を生じさせるものではありませんけれども、この規定は、個別の措置を講じる際の基本的な考え方を示したものでございます。したがって、御指摘の自動車、大型家具、携帯電話、オーディオ機器、衣類、蛍光灯といった個別の製品に対して生産者等による引き取り責任を課すのが適切か否かについては、今後、具体的な制度構築が必要となる場合に、本法案に示された考え方従つて個別に検討されるべきものと認識しております。

生産者が引き取り等の責任を負うべき製品について、だれがどのように判断をするのかというお尋ねがございました。

さきに申し上げました循環型社会形成推進基本法案第十八条第二項の規定は、個別の措置を講ずる際の基本的な考え方を示したものでございます。したがって、御質問のだれがどのように判断するのかという点につきましては、以上のような考え方従つて立法により個別制度の構築が図られる際に、その制度の対象となる製品等について国会等により判断されるものと認識しております。

循環資源の循環的な利用及び処分に関して、技術的に可能及び経済的に可能とはだれにとっての話であるのかというお尋ねがございました。

この基本法案の第七条において、循環資源の循環的な利用及び処分が技術的及び経済的に可能な範囲で行われるべき旨、規定しております。

（号）外

とは、国、地方公共団体、事業者及び国民が対策を講じようとする場合、それぞれの立場で、社会通念に照らし、技術的及び経済的に可能であるかをどうか判断されるべきものですが、その判断に当たつて、当該事業者や国民が相当な努力を行つて初めて可能になるような措置まで講じられているかどうかということが考慮されるべきものと考えております。

循環資源の循環的な利用及び処分に関する技術的可能の意味についてのお尋ねがございましたが、技術的に可能とは、循環資源の循環的な利用を行う者に対し、相当な努力を行つた上で、利用可能な技術を用いて循環的な利用を行ふことを求めているものであります。また、一般的な技術としては必ずしも確立していくとともに、個々の事業者にとって相当な努力を行ふことにより利用可能な技術であれば、その者に当該技術を用いることを求めるものであることと理解しております。

経済的に可能に関しては、ドイツの循環経済法の経済的に期待可能と同義なのか、また、何をもつて判断基準とするのかについてのお尋ねがございました。

ドイツ循環経済・廃棄物法において経済的に期待可能とは、リサイクルに伴う費用が廃棄物の処分を行つた場合に要するであろう費用に比べ均衡を失しないという意味と承知しております。

他方、この基本法案において経済的に可能とは、単に経済的に見合う措置のみを求めるものではなく、相当な努力によって初めて可能となるような措置までも含めないと解しておられます。したがって、経済的に可能かどうかの判断に際しては、相当な努力によって初めて可能

となるような措置が講じられているかどうかが考慮されるべきものと考えております。

環境負荷の価格への内部化についてのお尋ねがございましたけれども、環境負荷等のいわゆる外部経済の内部化は、環境と経済を統合し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を形成する上で重要な考え方であると認識しております。

このため、本法案におきましては、循環型社会の形成に関する費用の適正かつ公平な負担がされべきことを基本原則としてうたつております。また、外部経済の内部化に資する具体的な手法として、いわゆる経済的な負担を課す措置について規定を設けております。

経済的措置についてのお尋ねがございましたけれども、いわゆる経済的負担を課す措置につきましては、循環型社会の構築を図る上で重要な政策手段の一となり得るものと認識しております。

しかしながら、こうした措置は国民に負担を求めるものであることから、本法案の第二十三条规定においては、経済的負担を課す措置の効果や経済に与える影響を適切に調査研究するとともに、経済的負担を課す措置を導入しようとするときは国民的理解と協力を得るように努めることと規定して、まずその導入に向けての道筋を明らかにするものと理解をしております。

製品等の生産、使用、廃棄の各段階にわたつての環境への負荷を製品の製造過程で事前に評価することで、まずその導入に向けての道筋を明らかにするため、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を推進する基本的枠組みとなる法律として、本法案を提出させていただいたところでございます。

本法案に基づき、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することによりまして、廃棄物・リサイクル対策をめぐる諸問題の解決が図られるものと考えております。

以上でございます。（拍手）

〔國務大臣丹羽雄哉君登壇〕

○國務大臣（丹羽雄哉君） 私に対しましては、廃棄物の定義に関する通知改正についてのお尋ねでござります。

この考え方方は、環境負荷の低減を図る上で重要な考え方と認識しております。本法案におきましては、客観的に廃棄物とは言えないようなものでも、

廃棄されることによりまして環境保全上支障が生じていたことが現に存在いたしておるわけでござります。こうした事態を踏まえまして、廃棄物かどうかの判断につきましては、廃棄者が廃棄するに至った意図などを総合的に勘案すべきだという趣旨を明らかにしたものでございます。

厚生省といたしましては、この通知改正によって、廃棄物の規制について実態に即した運用ができるようになつたとの立場に立つものでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 若松謙維君。

[若松謙維君登壇]

○若松謙維君 私は、公明党・改革クラブを代表して、ただいま議題となりました循環型社会形成推進基本法案について質問をいたします。

去る四月八日と九日、GLOBE、地球環境国際議員連盟の第十五回世界総会が、G8環境サミットと同時並行で、滋賀県大津市で開催されました。

最終日には、地球環境ガバナンスをテーマに私が議長役を務めましたが、このとき、G8環境サミット共同声明の最終取りまとめが行われており、G8各国に二〇〇二年まで京都議定書の批准を義務化させるか否かをめぐってアメリカが消極的な態度をとっていることがわかり、急遽議題を変更して、G8環境サミットに対してGLOBEとしての声明文を採択するなど、G8環境サミット成功に向け、側面的支援の役割を果たしたと自負しております。

そして、最終日の午後、私が提出しました「循

環型社会の構築へ向けて」と題しましたアクションアジェンダ、いわゆる行動計画提案書に対しまして、海外の参加議員から賛同の意見が寄せられました。このことからも、今回この循環型社会形成推進基本法案が今国会に提出されたことは、環境先進国を目指す日本にとってまさに意義深いものがあると考えます。

昨年九月三日、公明党と自民党的政策責任者の間で、平成十二年度を循環型社会元年と位置づけ、循環型社会法を制定することを合意しました。そして、平成十一年十月四日には、当時の自由党も加わった三党の合意となりました。

この政策合意を実現するため、与党では循環型社会プロジェクトチームを結成し、自民党は山本公一衆議院は武山百合子議員、そして我が会派は田端正広議員を中心となって、これまで六カ月間、二十回を超える論議を重ねる中で、ようやく今回の循環型社会形成推進基本法案として政治主導で結実し、森新總理も、四月七日の所信表明演説で、法案の今国会提出を約束されました。

昨年九月の自公両党の合意から七カ月を要しましたが、今回提出されたこの法案は、公明党が主張し、三党の合意に盛り込まれたものを具体化しましたのであります。今国会において一日も早く成立することを強く望みます。(拍手)

そこで、まず、この法案を提出された内閣を代表して環境庁長官に、今国会での成立並びに循環型社会の形成を推進する決意を伺いたいと思いま

境の恵沢の享受、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、国際協調による地球環境保全という環境基本法の三つの基本理念を強く認識しなければならないと思います。

そして、循環型社会は、自然エネルギーの利用などにより天然資源の収奪的消費を減らし、地球環境を保全するとともに、他方、これまで廃棄されていたものを資源として再投入していくシステムが構築された社会です。このような考え方は、本法案の第一条に「この法律は、環境基本法の基

本理念にのっとり」とあることや、第二条に「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」という文言に表現されています。

そこで、環境基本法の基本理念との関連において、環境庁長官は循環型社会をどのように理解されているか、お伺いします。

循環型社会の形成は、二十一世紀の人間社会のあり方につながります。今国会には、基本法案のほかに廃棄物・リサイクル関連の個別法案も提出されており、これらの成立も同時に図つていかな

ければなりませんが、それだけでは十分ではありません。まず循環型社会を形成、推進する枠組みづくりのための基本法を成立させ、それにに基づいてしっかりと基本計画をつくり、その上で次々と個別の施策を具体化しなければなりません。これは社会の大改革を伴います。しかし、前例や既存の利害関係を重視する癖のある官僚機構は、残念ながらこのような大改革を実行するには適しません。したがって、これを実行していくには、改革の意欲に富んだ、既存の利害にとらわれない大胆な発想のできる第三者的な機関が必要で

す。

本法案では、このような第三者的役割を果たす機関を中央環境審議会としております。そして、第十五条の趣旨を見ますと、この審議会の機能は中央省庁改革の審議会や地方分権の委員会に匹敵するものであり、このような第三者的機能を保障するために、審議会の強化と人選が重要となります。当然、循環型社会に関する施策の進捗状況についても、この審議会がフォローアップすることになると考えます。

そこで、環境庁長官に伺います。

大臣、現在の環境庁長官にありますか、政府・与党連絡会議の設置など政治主導による法案化の経緯も踏まえ、その任命に当たって具体的にどのような手続を考えたのか、お伺いします。

もう一つは、委員の人数ですが、これはこの中央環境審議会委員は三十人ですが、これはこの法律の制定を想定していかなかったときの人数です。計画に携わる第三者的な役割を果たす委員の人数として、公明党は七人を考えいました。今回提案された法案に定められた特別の任務を持つ委員については、委員会の正委員とすべきであります。したがって、存在意義が薄まつた既存の審議会の廃止を検討しつつ、必要な審議会の委員の増員をすべきと考えますが、このことについて環境庁長官の考え方をお伺いします。

循環型社会の仕組みに関する重要な施策として、拡大製造者責任と排出者責任があります。そのいずれも本法案に盛り込まれていますが、特に排出者責任について明記されたことを高く評価したいと思います。

現在、各地で廃棄物の不法投棄問題が発生しており、さらには、実際には廃棄物しかならないものをリサイクルと称して野積みしたまま、あげくの果てには倒産して、その後始末を地方自治体に押しつける豊島のような事態が起こっています。地方自治体の財政には余裕がなく、多くの国民が本当に困っている問題です。

今国会提出されている廃棄物処理法の改正案では、不法投棄した廃棄物処理業者だけでなく、業者に処理を依頼した排出者も責任を負うことになっています。これは一つの前進でありますが、現状の問題を考えれば、前述のリサイクルと称して事実上不法投棄に至るケースに対しても、今後、同じような仕組みを具体的に構築していく必要があります。

そこで、環境庁長官に伺います。

環境庁は、平成十二年一月六日から環境省となり、環境省は廃棄物行政を専管するとともに、リサイクル行政を他省と共管することになります。このようないい、環境省の発足を控え、基金制度や保険制度など、廃棄物リサイクルとともにひとしく対象とした排出者責任を徹底する具体的方策の検討に直ちに着手すべきと考えますが、環境庁長官のお考えを伺い、そしてやや大き目の声で答弁いただけたことをお願いし、私の質問を終わります。

以上でござります。（拍手）

〔国務大臣清水嘉与子君登壇〕

○国務大臣（清水嘉与子君）まず、私に対します一番最初の質問でございます循環型社会形成推進基本法案の今国会における成立と、循環型社会の形成を推進する決意についてのお尋ねがございま

した。

近年、大量の廃棄物が排出されることに起因するさまざまな問題が発生しており、総合的な廃棄物・リサイクル対策の展開は喫緊の国民的課題になっています。このような問題の解決のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通・消費・廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない循環型社会を形成することが急務となっています。

このため、政府としては、廃棄物・リサイクル対策について、施設の総合的・計画的な推進の基盤を確立するため、環境庁が中心となって、循環型社会の形成を推進する基本的枠組みとなる法律を提案させていただいたところでございます。

環境庁いたしましては、今国会での本法案の成立に全力を挙げるとともに、関係省庁とも連携協力して、循環型社会の形成に向けた対応に一層取り組んでまいり所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、環境基本法の基本理念との関連における循環型社会の理解についてのお尋ねがございました。国民が豊かで安心できる暮らしを実現していくためには、環境基本法が基本理念で明らかにしておられるところ、人類の生存の基盤である環境を将来にわたって維持し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することが不可欠でございました。最後でございますが、排出者責任の徹底についてのお尋ねがございました。

最後でございますが、排出者責任の徹底についてのお尋ねがございました。

まず、委員の任命の手続につきましては、環境基本法の規定を踏まえまして、環境の保全に関する学識経験を有する者の中から環境大臣が任命することとなりますけれども、その人選につきましては、慎重かつ適切に手続を進めたいと考えております。

また、審議会委員の人数につきましては、審議会の整理合理化の中で、委員数は最大でも三十人を超えないこととされております。これを踏まえて、本法案において中央環境審議会が求められている役割を適切に果たすことができるよう意を用いてまいりたいと考えております。

以上でございます。（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君）北沢清功君。

〔北沢清功君登壇〕

○北沢清功君（北沢清功君）社会民主党・市民連合を代表して、政府提出の循環型社会形成推進基本法案について質問をいたします。

この法案の目的は、廃棄物の発生量を抑えよう、資源の有効活用を図ろう、資源の循環利用を進めよう、ということですから、まことに結構な法案であり、本来であれば何も申し上げるべきことはないということになるのであります。残念ながら、法案の内容を見る限り、政府・与党に積極的に循環型社会を形成していくという姿勢は感ぜられません。

そのため、循環型社会形成推進基本法案で、排

出事業者に対する規制などの国の措置、不法投棄等により環境保全上の支障を生じる場合の排出事業者等に対する原状回復措置等の排出者責任の明確化を図ることとともに、廃棄物処理法の改正によるものでございます。これは、環境基本法の理念の実現に大きく寄与するものと認識しているところでございます。

そこで、質問をいたします。

本法案に基づく循環型社会の形成は、このよう

官報(号外)

が、この基本法案の条文を読む限り、環境基本法と一緒にどこがどう違うのかという感じが強くします。言葉が過ぎるかもしませんが、この程度の法案であれば、現行の環境基本法のもとで個別法を改正、強化していけば十分ではないでしょうか。何も環境基本法の屋上屋を重ねる必要はないと思うのですが、その点についての見解をお聞かせください。

次に、この基本法案と個別法案の関係についてお伺いいたします。関係省庁が提出している個別法案は、当然、この基本法の下位に位置づけられる法案であると思いますが、なぜこの基本法案が提出される以前に個別法案が各省庁別に提出されているのかということです。本来ならば、この逆でなければならぬはずであります。個別法案は基本法案が成立した後で議論されるのが当然の順序のはずであります。なぜこういうことになつたのか、環境省長官もじくじたる思いではないかと思ふります。本來なら、この逆でなければならぬはずであります。個別法案は基本法案が

成立した後で議論されるのが当然の順序のはずであります。なぜこういうことになつたのか、これを明らかにしていただきたいと思います。

昨年九月二十八日のダイオキシン対策閣僚会議

においては、一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分

量を二〇一〇年までに一九九六年度比で半分に減少させるという目標が決定をされております。

この決定に当たっては、現行の廃棄物処理法、再生資源利用促進法、容器リサイクル法の徹底、家電リサイクル法の施行等によって実効を上げると

いうことが前提となつておりました。この基本法案の制定は考慮に置かれていたはずであります。

したがって、当然この基本法案の制定と個別法の改正案でこの削減目標は大幅に前倒しにな

ると考えますが、そういう理解でよろしいのです。

環境省長官、厚生大臣、通産大臣の答弁をお

願いたいと思います。

ささらに、通産大臣に伺います。

この基本法案に沿つた形で、個別法であるいわゆるリサイクル法の一部改正案も提出されており

ます。さらに、容器包装リサイクル法もこの四月から本格的施行が開始されました。PETボトル

を例にとりますが、現在PETボトルは容器包装

着手するものと理解して間違いはないでしょか。環境省長官、通産大臣、厚生大臣の明確な答弁をお願いいたしたいと思います。

関連しますが、環境省が環境省に移行するときには、関係省庁の個別法は当然環境省の所管となるものと理解しておりますが、環境省長官、それ

に、関係省庁の個別法は自然環境省の所管とな

ることでよろしいのですか。

次に、政府・与党がこの基本法案を自信を持つて提出したというのであれば、この基本法案を制

定することによって、将来廃棄物の量をどの程度

に抑制しようと考えておられるのか、これを明ら

かにしていただきたいと思います。

昨年九月二十八日のダイオキシン対策閣僚会議

においては、一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分

量を二〇一〇年までに一九九六年度比で半分に減少させるという目標が決定をされております。

この決定に当たっては、現行の廃棄物処理法、再

生資源利用促進法、容器リサイクル法の徹底、家

電リサイクル法の施行等によって実効を上げると

いうことが前提となつておりました。この基本法

案の制定は考慮に置かれていたはずであります。

したがって、当然この基本法案の制定と個

別法の改正案でこの削減目標は大幅に前倒しにな

ると考えますが、そういう理解でよろしいのです。

環境省長官、厚生大臣、通産大臣の答弁をお

願いたいと思います。

ささらに、通産大臣に伺います。

この基本法案に沿つた形で、個別法であるいわ

ゆるリサイクル法の一部改正案も提出されており

ます。さらに、容器包装リサイクル法もこの四月

から本格的施行が開始されました。PETボトル

を例にとりますが、現在PETボトルは容器包装

を根本から問うものではありません。

循環型社会を形成していく、明るい未来をつく

るんだということを、政府・与党がせっかく決意

をされ、国民に向かって宣言されているわけであ

ります。かかるところから、PETボトルの生産量は激増の一途をたどっております。どうしてこういうことが起きるのか、通産大臣の見解をお伺いいたします。

また、リサイクル法の一部改正案では、PETボトルに分類収集のための表示をするという現実

の要請とはずれた感がある措置が考えられている

ようですが、この基本法案とリサイクル法の一部

改正案で、PETボトルの生産量が減少し、循環

型社会にふさわしい、資源の有効利用に資するよ

うになるのでしょうか。通産大臣、PETボトル

の生産量はこれで減少し、リユース、リサイクル

が進むと断言できますか。明快な答弁をお願い

いたいと思います。

続いて、廃棄物の排出者責任について厚生大臣

にお伺いします。

廃棄物の一貫した把握、管理を徹底するために

は、排出者責任を明確にする以外には方法があり

ません。この基本法案では拡大生産者責任の一般

原則が盛り込まれているわけですから、厚生省が

提出している産業廃棄物処理法の一部改正案も、

当然排出者の責任を問う条文にすべきだと思いま

す。残念ながら、提出されている改正案は、「産

業廃棄物の処分を受託した者が主語になつてお

ります。これは結局委託業者の責任を問うもので

あり、排出者の責任といつても、排出者の責任を

少し厳しくした程度のものであって、排出者の責

任を根本から問うものではありません。

循環型社会を形成していく、明るい未来をつく

るんだということを、政府・与党がせっかく決意

をされ、国民に向かって宣言されているわけであ

(号外) 報官

りますから、関係大臣はそろって、環境庁長官が策定した案に素直に従う、環境庁長官はそのくらいの権限と機能は持つべきだというくらいの度量を示されたらどうでしようか。そろそろ環境庁はじめから脱却してもいいのではないかと思慮いたしますが、通産大臣、厚生大臣の見解を伺います。

最後に、政府・与党の法案は、あくまでも排出者を規制したり拡大生産者責任を踏まえてのものであって、決して拡大生産者責任を導入するものではないということです。

社民党が主張しているのは、拡大生産者責任、排出者責任の原則を打ち立て、大量廃棄に直結する企業の大量生産システム、企業の生産のあり方そのものを根本的に変えていこうとすることあります。市民の願う循環社会基本法もまた、あらゆる製品に拡大生産者責任を導入するということです。

果たして、政府の基本法案と個別法によって企業の生産のあり方は根本的に変わるのでしょうか。環境庁長官の明快なる答弁をお願いして、質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔国務大臣 清水嘉与子君登壇〕

○国務大臣(清水嘉与子君) 北沢先生から、まづ、現行の環境基本法のもとで個別法を改正強化すれば十分じゃないかという御指摘がございました。

環境基本法は、第一に、環境の保全に関するすべての施策分野を対象とするものでございます。また、第二に、その施策につき、長期的な視点に立った着実な取り組みを追求するものでございました。

これに対しまして、本法案は、第一に、施策の対象を、社会の物質循環の確保という観点から、廃棄物・リサイクル対策に焦点を当て、第二に、増大のものと、廃棄物による環境負荷の増大の推進に緊密に取り組むものでございます。

以上のことから、廃棄物・リサイクル対策を総合的に実施するためには、これへの対応に絞り、環境基本法に示される理念をも踏まえつつ、新たな基本的な法律を策定することが必要であるというふうに判断したものでございます。

また、本法案と個別法案の提出時期についてのお尋ねがございました。

本法案は、廃棄物・リサイクル対策の基本的な枠組みとなる法律であるため、政府及び与党においては、関連する個別法案に適切に織り込むことができたと考えております。したがって、法案の成立をいただきましたならば、今後、基本法及び個別法の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

拡大生産者責任の一貫原則に従い、個別法の見直しを行うかどうかについては、基本計画や個別法の実施状況等を踏まえて、関係省庁とも密接な連携を図りつつ、今後判断していくべきものと考えております。

政府といたしましては、循環型社会の形成を推進するためには、本法案と各個別法案は必要不可欠なものであると考えておりますので、今国会において速やかに御審議いただきますようお願い申しあげます。

中央省庁等改革によりまして、現在厚生省が所管しております廃棄物処理法を初めとする廃棄物関係諸法はすべて環境省に移管することはもとより、リサイクル関係法につきましても、共管等の形で環境省の所管が適切に確保されるものと理解しております。

けれども、循環型社会の形成に向けて、必要な個別法を充実させていくことは大変重要なことであると認識しております。

このため、今国会には、循環型社会形成推進基本法案の趣旨説明に対する北沢清功君の質疑

別法案や個別法に基づく関連施策が、基本法案の計画制度に基づき総合的、計画的に推進されることによりまして、循環型社会の形成が着実に推進されるものと考えているところでございます。

循環型社会形成推進基本法案の提出に当たりましては、既存の個別法及び個別法とも十分に調整しております。拡大生産者責任の考え方については、関連する個別法案に適切に織り込むことには、関連する個別法案に適切に織り込むことになります。したがって、法案の成立をいただきましたならば、今後、基本法及び個別法の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

それから、環境省設置後の個別法の所管に関するお尋ねがございました。

この表現は、この法案が、事業者や国民に対して、個別具体的な義務づけを行うものではないとはいえ、施策の実施に当たっての基本的な考え方を示すものであることから、どのような範囲で施策を実施するのかという考え方を位置づけたものでございます。

また、「技術的及び経済的に可能」といった表現を盛り込む理由についてのお尋ね及びこれを削除すべきという御指摘もございました。この表現は、この法案が、事業者や国民に対して、個別具体的な義務づけを行うものではないとはいえ、施策の実施に当たっての基本的な考え方を示すものであることから、どのような範囲で施策を実施するのかという考え方を位置づけたものでございます。

また、「技術的及び経済的に可能」といった表現は、循環型社会の形成のため、国民や事業者に対し、単に経済的に見合う措置のみを求めるものではなく、相当な努力によって初めて可能となるような措置を念頭に置いたものであると解しております。

したがって、この表現は適切であると考えております。

最後に、基本法案と個別法について、企業の生産のあり方は根本的に変わるのかというお尋ねがございました。

生産者が、みずから生産する製品について、使用後廃棄物となつた後まで一定の責任を負うといふ拡大生産者責任の考え方は、循環型社会の形成のために極めて重要な視点でございます。この基本方針では、その考え方を明確に位置づけているところでございます。

の容易化等のための製品の設計、材質の工夫、使用済み製品等の引き取り、引き渡しルートの整備及びリサイクルの実施といった拡大生産者責任の措置を、個々の物質の性状や、処理、リサイクルの実態等を考慮しつつ、また、関係者の適切な役割分担のもとで実現していくという考え方を位置づけております。

〔國務大臣深谷公隆司君登壇〕
○國務大臣（深谷隆司君）　北沢議員の私に対する質問は五問でござります。
まず、個別法並びに個別法案の見直しについてのお尋ねでございますが、本法案においては、環境庁長官が関係大臣に対して個別法について見直しの指示をするという仕組みにはなっておりません。

個別のリサイクル法の制定あるいは見直しを行なうかどうかにつきましては、本法案で規定された拡大生産者責任の考え方に基づいて、関係省庁と

十分に相談の上、個々の分野における生産、流通、消費の実態に即して判断されるべきものと考えます。

一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の削減目標についてのお尋ねでございますが、政府としては、昨年の九月のダイオキシン対策関係閣僚会議で、平成十二年度を目標年度として、それぞれ半分に削減するという目標を定めたところでござります。基本法案と、今国会に提出されている廃棄物・リサイクル関連法案等を一体的に運用することによって、削減目標の確実な達成に全力を挙げて取り組む覚悟でござります。

PETボトルの生産量が激増しているが、基本法案とリサイクル法の一部改正案により、この生産量が減少し、リユース、リサイクルが進むと言えるかとの御質問でございます。

リサイクル法の対象となるPETボトルの生産量は、この三年間で二倍弱に増加をしております。これは、軽くて丈夫で、ふたを開けた後も再びできるというPETボトルの特徴から、清涼飲料向けを中心に、需要が好調に推移したためと考えます。

PETボトルについては、平成九年度より、容器包装リサイクル法に基づく分別収集、再商品化の取り組みが進みまして、リサイクル率が毎年向上して、一三%に達しているところでござります。PETボトルの性質上、リユースはなかなか困難でございますが、まずはリサイクル施設の設置支援とか技術開発を通じてさらなる推進を図り、循環型社会の実現を目指す所存でございます。

尋ねでござりますが、循環型社会形成推進基本計画については、環境庁がリーダーシップを発揮して原案を作成いたします。そして、通産省を初めとする、リサイクル政策に実績を持つ関係省庁の知見、政策手法を総動員するということによりまして、政府一体となって実効性のあるものが策定されると理解しております。

通産省としましては、関係省庁との密接な連携のもとで、実効性のある基本計画の策定に全力を尽くしてまいりたいと思います。

以上であります。(拍手)

○國務大臣(丹羽雄哉君) まず、基本法案と個別法案の関係についてのお尋ねでござりますが、循環型社会基本法案は、循環型社会を実現するための総合的で計画的な推進を政府一体として図ることをねらいとしたものでございます。今国会に提出いたしております廃棄物処理法等の改正法案も、この基本法と趣旨を同じくするものでござります。

は、廃棄物の適正処理という観点に立ち、基本法の考え方を十分に尊重して今後の施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、廃棄物の減量化の目標についてのお尋ねでございますが、昨年の九月に定めました目標の達成に向けて、政府として一体として取り組みを進めしていくことが必要である、」のように考えておられるような次第でござります。

厚生省といたしましては、まず、現行法に基づいて減量化の徹底を図るとともに、さらに減量化を推進するための取り組みとして、今国会に廃棄物

物処理法の一部改正法案を初め関係法律を提出しているところであり、これによって廃棄物の着実な減量を目指すものでございます。
さらに、廃棄物責任についてお尋ねでござりますが、今回の廃棄物処理法の一部改正法案では、不法投棄の悪質化、増加の状況のもとで、排出事業者の処理責任を大幅に強化することにいたしております。
それで、具体的には、廃棄物管理票、いわゆるマニフェストでございますが、制度の強化によりまして、排出事業者は、処理を委託する場合に、最終処分が終了したことを確認し、適切な措置を講じなければならないこと、それから、第一でございますが、排出事業者が処理責任に基づく義務に違反した場合には、原状回復の措置命令の対象とすることなど、排出者責任を大幅に強化することにいたしておるような次第でございます。
最後でございます。
基本計画の策定についてのお尋ねでございますが、循環型社会の実現を総合的で計画的に進めていくためには、関係省庁が、言うまでもなく、一体となって施策を進めていくことが必要である、このように考へているような次第でございます。私といたしましては、循環型社会基本計画の策定に当たつても、環境大臣と十分に相談を行い、効果的な施策の推進に力を尽くしていくことが何よりも大切だ、このように考へているような次第でございます。
以上でございます。（拍手）

官 報 (号外)

二 右、憲法第二十九条第一項につき、行政権による薬価の決定に關し疑義を呈する。

日本の製薬業は米国や英國に比し新薬の開発

に遅れている現状を認識されたい。原因は色々あるがその一つに薬価の決定に自由のないこと

がある。何十億とかけて新しい薬効のある薬品を開発しても、この薬品の値段、即ち価格はこの会社が自由に決められない。薬品そのものの審査が国の決定により、安全且つ有効なものと認定されてもその薬品の価格は自社で決定できず、厚生大臣が決定することとなっている。既存の似かよった薬品を厚生省で探し出し、その価格にほんの少々上乗せした程度の価格を決め認可することとしている。

これでは日本の新薬開発が多くの投資をかけ行う意欲は起こらない。これのみを問題にするのではない。私がこれを取り上げたのは一に指摘した憲法第二十九条第一項に違反類似の行為ではないかとの疑問を持つからである。政府の見解を問う。

三 今日の選挙制度につき、憲法上の疑義あるにつき、政府の見解を問う。

- 1 年齢制限を政党で行った場合、その政党内での都合であって、これを以て、当該者の被選挙権を奪うことは、違憲であると断ぜざるを得ず、当該本人が無所属で立候補する事を禁することは出来ないと想する。憲法第四十三条第一項の規定は、被選挙権を有する者すべてが、両院の議員として立候補出来ると解釈すべきと考えるが如何か。差別禁止の第四十四条但し書にある「社会的身分」の中には、被選挙権のある者の若年、高年齢を問わない

との問題も入ると考えられ、年齢制限を設ける事は、それぞれ政党内の都合方針と考えるだけで立候補の禁止の法的根拠には出来ぬと

思考するが、政府の見解如何。

憲法第四十三条第一項の規定の趣旨からいえば、参議院議員比例区選挙においても当初の全国区の如く、個人が自由に立候補し、得票数の順位により当選者を決定する事が(即ち非拘束制)望ましいのである。

然し、一人の候補者が全国を選挙区とする事は非常に大変な事であるし、費用も大変かかり、残酷区ともいわれていたため、且つテレビで良く出演するタレント候補のみを有利とする批判が強くなり、現行制度になつた。

一方衆議院の比例区を見るに、広くて九州、北海道ブロック位のもので、これしも以下の交通網発達の時代では、参議院の比例区と同一に考える必要性は全くない。

現行衆議院の比例区制度で、政党名のみの投票しか有効とせず、個人で立候補出来なく

主権を明確にした、戦後憲法の特記すべき規定である。ところが、この規定は正に死文になつてゐる。

何故なら如何なる事件で、どの裁判官が如何なる判断を下したのか全く情報開示がなされていない。一般国民は勿論、相当の有識者でもどの裁判官が良いかどうか判断がつかない。私自身も判断しかねる。この憲法の規定とその意義及び、実効あらしめる方策を政府は如何に考えているか回答願いたい。

右質問する。

内閣衆質一四七第一五号

平成十二年四月十四日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員小沢辰男君提出日本国憲法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小沢辰男君提出日本国憲法に関する質問に対する答弁書

について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

（平成六年法律第百三十二条）第一項において

、政府は速やかに選挙法を改正し、衆議院比

例区選挙では個人名を書いても良いし、政党

名を書いても良い制度に改め、憲法第四十三

条第一項の規定の趣旨を尊重すべしと愚考す

る。回答を求める。

2 憲法第七十九条第一項において最高裁の裁

判官の国民審査の規定がある。

内閣の任命による最高裁の裁判官を国民のよう、憲法第二十九条第一項及び第十三条との審査に付することを同條に定めたのは、国民

関係で問題を生じることはないと考える。

二について

厚生大臣が定める薬価基準は、製薬企業と卸

販売業者又は卸販売業者と保険医療機関等の取引価格を定めているのではなく、保険医療機関等が保険給付として医薬品を使用した場合に保険者及び患者が併せて保険医療機関等に支払う額を定めているものであること、薬価基準への収載は製薬企業等の希望に基づいて行われるものであること並びに薬価は明確な基準に基づき決定されるものであることから、薬価基準を厚生大臣が定めることが憲法第二十九条第一項との関係で問題を生じることないと考えることは考えていない。

なお、日本の製薬企業の新薬の開発については、近年では国際的にも評価される医薬品の開発が進み、平成十年における世界の銘柄別売上高上位三千品目のうち、日本の製薬企業が開発した医薬品が六銘柄含まれていると承知しており、諸外国の製薬企業と比べ必ずしも遅れてゐるとは考えていない。

また、新薬の薬価を算定するに当たっては、当該新薬に類似する他の医薬品（以下「類似薬」という。）と比べ高い有効性又は安全性を有する事が客観的かつ科学的に実証されている場合等には当該新薬を類似薬より高く評価し、また、類似薬がない場合には当該新薬の製造等に要する原価を基に評価する仕組みとしているところである。

三の1について

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）上、被選挙権を有する者は、重複立候補等の禁止（同

法第八十七条、連座による立候補の禁止(同法第二百五十二条の二及び第二百五十二条の三)等の規定に該当する場合は、立候補が制限されることとなるが、このような規定が憲法第四十三条第一項との関係で問題を生じることはないと考える。

さらに、被選挙権を有する者は、右に述べた立候補を制限する規定に該当しない限り、法律上、立候補を制限されることはない。

憲法は、「国会の両議院の議員の選挙について、およそ議員は全國民を代表するものでなければならぬという制約の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし(四十三条、四十七条)、両議院の議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の広い裁量にゆだねている(平成十二年十一月十日最高裁判所大法廷判決)ところ、現行の衆議院議員の選挙制度は、政党本位・政策本位の選挙の実現を目指すものであり、比例代表選出議員の選挙における「政党等にあらかじめ候補者の氏名及び当選人となるべき順位を定めた名簿を届け出させた上、選挙人が政党等を選択して投票し、各政党等の得票数の多寡に応じて当該名簿の順位に従って当選人を決定する方式は、投票の結果すなわち選挙人の総意により当選人が決定される点において、選挙人が候補者個人を直接選択して投票する方式と異なるところはない」(同判決)ことから、憲法第四十三条第一項の規定との関係で問題を生じることはないと考える。

なお、衆議院比例代表選出議員の選挙における政党名投票を規定する公職選挙法第四十六条第二項等の規定については、長期間にわたる政

治改革の論議の結果導入されたものであるが、いずれにせよ、選挙制度の在り方については、

公職選挙法(昭和二十五年法律第二百四十九号)の一部を次のように改定する。

次のように改定する。

公職選挙法(昭和二十五年法律第二百四十九号)の一部を次のように改める。

第一章 総則(第一条 第八条)

第二章 選挙権及び被選挙権(第九条 第十一条の二)

第三章 選挙に関する区域(第十二条 第十八条)

第四章 選挙人名簿(第十九条 第三十条)

第五章 選挙期日(第二十二条 第二十四条の二 第三十条の十五)

第六章 投票(第二十五条 第六十条)

第七章 開票(第二十六条 第七十四条)

第八章 選挙会及び選挙分会(第七十五条 第八十五条)

第九章 公職の候補者(第八十六条 第九十四条)

第十章 当選人(第九十五条 第一百八条)

第十一章 特別選挙(第一百九条 第一百八十八条)

第十二章 選挙を同時に行うための特例(第一百九条 第一百一十八条)

第十三章 選挙運動(第一百一十九条 第一百七十九条の三)

第十四章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附(第一百一十九条 第一百一十条)

第十四章の二 参議院(選挙区選出)議員の選挙の特例(第二百一条の二 第二百一条の四)

における政治活動(第二百一条の五 第二百一条の十五)

第十五章 争訟(第二百一条 第二百二十条)

第十六章 罰則(第二百一十二条 第二百五十条)

第十七章 捕則(第一百五十六条 第二百七十一条)

五条

憲法第七十九条第二項に規定する国民審査は、内閣等が任命した最高裁判所の裁判官について国民が罷免すべきかどうかを決定する趣旨のものであつて、重要な意義を有するものである。

国民審査に際しては、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第二百三十六号)第五十条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十二年政令第二百二十一号)第二十六条に基づき、審査に付される裁判官の氏名、生年月日及び経歴並びに最高裁判所において開示した主要な裁判その他審査に關し参考となるべき事項を掲載した審査公報を発行しているところである。

第四章 選挙人名簿(第十九条 第三十条)

第五章 選挙期日(第二十二条 第二十四条の二 第三十条の十五)

第六章 投票(第二十五条 第六十条)

第七章 開票(第二十六条 第七十四条)

第八章 選挙会及び選挙分会(第七十五条 第八十五条)

第九章 公職の候補者(第八十六条 第九十四条)

第十章 当選人(第九十五条 第一百八条)

第十一章 特別選挙(第一百九条 第一百八十八条)

第十二章 選挙を同時に行うための特例(第一百九条 第一百一十八条)

第十三章 選挙運動(第一百一十九条 第一百七十九条の三)

第十四章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附(第一百一十九条 第一百一十条)

第十四章の二 参議院(選挙区選出)議員の選挙の特例(第二百一条の二 第二百一条の四)

本則中括弧「()」書きを削る。

第五条の二第四項第一号中「を受けた場合」を削る。

第三十三条の次に次の二条を加える。

(衆議院議員の再選挙及び補欠選挙)

第三十三条の二 衆議院議員の第二百九条第一号に掲げる事由による再選挙は、これを行つべき事が生じた日から四十日以内に、衆議院議員の同条第四号に掲げる事由による再選挙(選挙の無効による再選挙に限る)は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が第二百一十条第一項後段の規定による通知を受けた日から四十日以内に行う。

2 衆議院議員の再選挙(前項に規定する再選挙を除く。以下「統一対象再選挙」という。)又は補欠選挙は、九月十六日から翌年の三月十五日まで(以下この条において「第一期間」という)にこれを行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の四月の第四日曜日に、三月十六日からその後の九月十五日まで(以下この条において「第二期間」という。)にこれを行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の十月の第四日曜日に行う。

与謝野 譲外四十三名
鈴木 宗男 中谷 元
井上 義久 遠藤 和良
中井 治 西野 陽
石井 一 堀込 征雄
賛成者

第十四章の三 政党その他の政治団体等の選挙

3 衆議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙

報 (号外)

きは、同項の規定により当該他の選挙の期日に
行われるべき地方公共団体の議会の議員の補欠
選挙に対する同項の規定の適用については、同
項中「これを行うべき事由」とあるのは「当該地
方公共団体の長の任期」と、「生じた」とあるの
は「満一する」ととなる」とする。

第一百五十五条第一項中「第九十五条の二（名簿届出政党等による当選人の数及び当選人）第六項を「第九十五条の二第七項」に改める。
第二百六十六条中「定めてこれを告示し」を「告示し」改める。

第一百七十七条中「及び」を「一定めて」と改め、「告示し」を「告示し」に改める。

選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会が告示した日の翌日から当該選舉の期日までの間を除く前日、同項第四号を次のように改める。

次号において同じ。)を除く。)又は補欠選舉の規定によるものに限る。)にあつては、當該選舉を行うべき事由が生じたときは、(同条第五項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項又は第三項に規定する選い方の事由が生じたとき)その旨を當該選舉に関する事務官に提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

を管理する選挙管理委員会・衆議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

る同条第一項に規定する最も遅い事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

及び専ら「を」、「専ら」に改め、「使用者の者」に「及び専ら手話通訳のために使用する者」を加

第一百四十九条の五第四項第三号中「選挙（再選挙
ひ補欠選挙を除く。）」を「任期満了による選挙」
改め、「その任期満了による選挙については」
前り、「なされた日」の下に「の翌日」を加え、
任期満了による選挙以外の選挙については当該
選挙を行うべき事由が生じたときその旨を当該
選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告
した日の翌日から当該選挙の期日までの間」を
り、同項第四号を次のように改める。

衆議院議員の再選挙(統一対象再選挙を除く。)にあつては、当該選挙を行うべき事由が

生じたとき(第三十二条の二第五項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する運い方の事由が生じたとき)その旨を当該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会(衆議院比例代表議員選舉についてては、中央選舉管理委員会)が告示した日の翌日から当該選舉の期日までの間

五百九十九条の五第四項に次の三号を加える。
五 衆議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙
にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じ
たとき（第三十三条の一第五項の規定の適用
がある場合には、同項の規定により読み替え

—

て適用される同条第一項又は第三項に規定する連い方の事由が生じたとき)その旨を当該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会(衆議院比例代表選出議員の選舉について

は、中央選舉管理會)が告示した日の翌日又は當該選舉を行ふべき期日(同項の規定によるものについては、參議院議員の任期満了の日)前九十日に当たる日のいづれか遅い日か

八
ら当該選挙の期日までの間
参議院議員の再選挙又は補欠選挙にあつて
は、当該選挙を行うべき事由が生じたとき
(第二十四条第三項の規定の適用がある場合
には、同項の規定により読み替えて適用され
る同条第一項に規定する遅い方の事由が生じ
たとき)その旨を当該選挙に関する事務を管
理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出
議員の選挙については、中央選舉管理委員会が
告示した日)の翌日から当該選挙の期日までの

地方公共団体の議会の議員又は長の選舉のうち任期満了による選舉以外の選舉にあつては、当該選舉を行うべき事由が生じたときは、第三十四条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する最も遅い事由が生じたとき)その旨を当該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会が告示した日の翌日から当該選舉の期日までの間

第二百五条第五項中「第三十四条(その他の選舉及び雑誌)を」「雑誌、書籍及びパンフレットに改める。

官報(号外)

挙)第一項本文を「第三十三条の二第四項又は第三十四条第二項本文」に改める。
第二百七十二条の見出しを「(命令への委任)」に改め、同条第一項を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二百九十七条の二第一項から第四項まで、第二百一条の五及び第二百一条の六第一項第三号の改正規定並びに次条第六項の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第三十三条の二第一項から第五項まで、第二百四十三条第十九項第五号及び第二百九十九条の五第四項第五号の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後これを用うべき事由が生じた衆議院議員の再選挙又は補欠選挙について適用し、施行日の前日までにこれを行うべき事由が生じた衆議院議員の再選挙又は補欠選挙については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条第一項及び第三項の規定(これら規定を附則第四条の規定による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)以下この項において「新漁業法」という。)第九十四条第一項及び附則第五条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)以下この項において「新農業委員会等に関する法律」という。)第十一條において準用する場合を含む。)は、施行日以後これを用うべき事由が生じた新法第三十四条第一項(新

漁業法第九十四条第一項及び新農業委員会等に関する法律第十一條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する選挙について適用し、施行日の前日までにこれを用うべき事由が生じた新法第三十四条第一項に規定する選挙については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律(附則第一項ただし書に規定する規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びに前条第一項の規定に従前と同一の方法で行なわれた選挙については、新法第六十八条第一項第一号、第八十六条第三項第四号、第七項及び第九項第三号、第八十一条の二第七項第一号(新法第八十六条の三第三項において準用する場合を含む。)並びに第十八条の四第九項の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(漁業法の一部改正)

第四条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「第六項」を「第五項」に、「(施行に関する命令等)」を「(命令への委任)」に改め、同項の表第二十五条第四項の項の次に次のように加える。

及び第二百一条の五から第二百一条の十までの規定は、前条ただし書に規定する日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

項及び第六項においてなお従前の例による」とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一條の表以外の部分中「(他の選挙の期日)」を「(再選挙、補欠選挙等の期日)」に、「第二

5 新法第八十七条の二の規定は、施行日以後衆議院(小選挙区選出)議員たることを辞し、又は辞したものとみなされた者について適用し、施行日の前日までに衆議院(小選挙区選出)議員たることを辞し、又は辞したものとみなされた者については、なお従前の例による。

6 新法第九十五条の二第六項(新法第九十七条の二第二項、第一百条第七項及び第八項並びに第二百十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第九十四条第一項中括弧()書を削る。

第五条 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一條の表以外の部分中「(他の選挙の期日)」を「(再選挙、補欠選挙等の期日)」に、「第二

百七十二条第一項(施行に関する命令)」を「第一百七十二条(命令への委任)」に改め、同条の表中括弧(())「書を削る。」

第十一条の表第二十二条第三項の項の次に次のように加える。

		第三十四条第一項第五号 及び第六号
第三十四条第一項第七号	第三十四条第一項第七号	第二百十条第一項
第一百十一条第一項	第一百五十四条	第一百一十条第一項
農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第一条第一項	農業委員会等に関する法律第十四条において準用する第二百五十四条	農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第二百五十一条第一項

第十一条の表第二十四条第二項の項を次のように改める。

第三十四条第二項	
同項各号に掲げる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙による委員会	第一項各号に掲げる農業委員会の選挙による委員会
その選挙を必要とするに至つた選挙	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会等に関する法律第十四条の解任の効力

第十一條の表第三十四条第二項の項の次に次のように加える。

第三十四条第四項	
選挙	その選挙を必要とするに至つた
同項に規定する	第二項に規定する

第十一條の表第六十八條第一項第一号の項中若しくは第二項]の下に、第八十七條の二」を加え。

大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律（昭和二
八条 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律（昭和二

一九年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第三条中括弧(())「書を削る。」

市町村の合併の特例に関する法律の一部改正

第六条第四項及び第七項中括弧「()」書を削る。

公職選挙法の一部を改正する法律（一部改正）

八条、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十七号)の一部を次のようにより改正する。本則に括弧()」書を削る。

目次

〔在者投票〕に、「第一百六十九条（指定都市に対する本法の適用関係）」を「第二百六十九条の二（指定都市に対する本法の適用関係）」に、「第一百七十二条の二（選舉に関する期日の国外における取扱い）」に、「第一百七十三条の二（不在者投票の時間）」を「第一百七十四条の二（不在者投票等の時間）」に、「第一百七十五条の四（再立候補の場合の特例）」を「第一百七十五条の四（再立候補の場合の特例）」に改める部分に限る。」を削る。

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第九条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四百七十二条のうち市町村の合併の特別に関する法律第六条第四項の改正規定中括弧「(())」書を削る。

した者等はその辞職により生じた欠員について行
われる補欠選挙の候補者となることができないこ
ととし、小選挙区選挙において法定得票数に達し
なかつた重複立候補者の比例代表選挙における當
選を排除し、選舉運動に従事する者のうち専ら手
話通訳のために使用する者に対して報酬を支給する
ことができるのこととし、さらに、政党その他の
政治活動を行う団体の選挙における政治活動のう
ち、書籍及びパンフレットの普及宣伝のための自
動車、拡声機等の使用について規制を設ける必要を
がある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

第三項中括弧「()」書を削る。

公職選挙法の一部を改正する法律案(鈴木宗男君外七名提出)に関する報告書
議案の目的及び要領

最近における選挙の実情にかんがみ、衆議院議員の特別選挙を原則として年二回に統一して行うこととするほか、小選挙区選出議員たることを辞

原則として年一回に統一するほか、衆議院小選挙区選出議員を辞した者等は当該欠員について行われる補欠選挙の候補者となることができない。

平成十二年四月十四日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に關する特別委員長 桜井 新
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第九十五条の二中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 第一項、第二項及び第四項の場合において、当該選挙と同時に行われた衆議院(小選挙区

選出)議員の選挙において前条第一項第一号に規定する得票がなかつた衆議院名簿登載者があるときは、当該衆議院名簿登載者は、衆議院名簿に記載されていないものとみなして、これらの規定を適用する。

国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十二年三月二十四日

提出者

鈴木 宗男	中谷 元
井上 義久	遠藤 和良
中井 治	西野 陽
石井 一 堀込 征雄	
賛成者 与謝野 銘外四十三名	

第一条 国会法(昭和二十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一百九条の二に次の一項を加える。

第一百九条の二 衆議院の比例代表選出議員が、議員となつた日以後において、当該議員が参議院名簿登載者(公職選挙法第八十八条の三第一項に規定する参議院名簿登載者をいう。以下この項において同じ。)であつた参議院名簿届出政党等(同条第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下この項において同じ。)であつた衆議院名簿届出政党等(同条第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下この項において同じ。)以外の政党その他の政治団体で、当該議員が選出された選挙における衆議院名簿届出政党等であるもの(当該議員が参議院名簿登載者であつた参議院名簿届出政党等当該参議院名簿届出政党等に係る合併又は分割が行われた場合における当該合併後に存続する政党その他の政治団体若しくは当該合併により設立された政党その他の政治団体又は当該合併により設立された政党その他の政治団体を含む。)を含む二以上の政党その他の政治団体の合併により当該合併後に存続するものを除く)に所属する者となつたとき(議員となつた日において所属する者である場合を含む。)は、退職者となる。

(公職選挙法の一部改正)

第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第九十七条の二第一項中「第九十九条」の下に「、第九十九条の二第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)を加え、同条第三項中「同項」の下に「第九十九条の二第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)とあるのは、第九十九条の二第六項において準用する同条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)と、」を加える。

参議院の比例代表選出議員が、議員となつた日以後において、当該議員が参議院名簿登載者(公職選挙法第八十八条の三第一項に規定する参議院名簿登載者をいう。以下この項において同じ。)であつた参議院名簿届出政党等(同条第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下この項において同じ。)であつた衆議院名簿届出政党等(同条第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下この項において同じ。)以外の政党その他の政治団体で、当該議員が選出された選挙における衆議院名簿届出政党等であるもの(当該議員が参議院名簿登載者であつた参議院名簿届出政党等当該参議院名簿届出政党等に係る合併又は分割が行われた場合における当該合併後に存続する政党その他の政治団体若しくは当該合併により設立された政党その他の政治団体又は当該合併により設立された政党その他の政治団体を含む。)を含む二以上の政党その他の政治団体の合併により当該合併後に存続するものを除く)に所属する者となつたとき(議員となつた日において所属する者である場合を含む。)は、退職者となる。

第九十九条の次に次の二項を加える。

(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における所属政党等の移動による当選人の失格)

第九十九条の二 衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人第九十六条、第九十七条又は第一百十二条第二項の規定により当選人と定められた者を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。)は、その選挙の期日以後において、当該選人が参議院名簿登載者であつた衆議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体で、当該選挙における衆議院名簿届出政党等であるもの(当該選人が衆議院名簿登載者であつた衆議院名簿届出政党等当該参議院名簿届出政党等に係る合併又は分割が行われた場合における当該合併後に存続する政党その他の政治団体若しくは当該合併により設立された政党その他の政治団体又は当該合併により設立された政党その他の政治団体を含む。)を含む二以上の政党その他の政治団体の合併により当該合併後に存続するものを除く)に所属する者となつたとき(議員となつた日において所属する者である場合を含む。)は、退職者となる。

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙における当選人が、除名、離党その他の事由により当該当選人が衆議院名簿登載者であつた衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった場合は、当選を失う。

官 報 (号 外)

合は、当該衆議院名簿届出政党等は、直ちに文書でその旨を選挙長に届け出なければならぬ。この場合において、選挙長は、直ちにその旨を当該当選人に通知しなければならない。

前項前段の文書には、当該届出に係る事由が、除名である場合にあつては当該除名の手続を記載した文書を、離党である場合にあつては当該当選人が衆議院名簿届出政党等に提出した離党届の写しを、その他の事由である場合にあつては当該事由を証する文書を、それぞれ、添えなければならない。

二項の通知を受けた当選人は、当該当選人がその選挙の期日以後において他の衆議院名簿届出政党等に所属していない場合には、当該当選人がその選挙の期日以後において他の衆議院名簿届出政党等に所属していないことを誓う旨の誓書を、当該通知を受けた日から五日以内に選挙長に提出しなければならない。

前各項の規定は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙における当選人で第九十六条、第十九十七条の二第一項又は第一百十二条第二項の規定により当選人と定められたものについて準用する。この場合において、第一項中「その選挙の期日」とあるのは「第九十六条、第七条の二第一項又は第一百十二条第二項の規定により当該当選人が選挙会において当選人と定められた日」と、「所属する者となつたとき」とあるのは「所属する者となつたとき(第十九十六条、第九十七条の二第一項又は第一百十二条第二項の規定により当該当選人が選挙会において当選人と定められた日)」と、「所属する者となつたとき」とあるのは「所属する者となつたとき(第十九十六条、第九十七条の二第一項又は第一百十二条第二項の規定により当該当選人が選挙会において当選人と定められた日)」において所屬

する者である場合を含む。」)。前項中「その選挙の期日」にあるのは「第九十六条、第九十七条の二第一項又は第一百一十二条第二項の規定により当該選人が選挙会において当選人と定められた日」と読み替えるものとする。

前各項の規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙における当選人について準用する。

この場合において、第一項中「第九十七条の二第一項」とあるのは「第九十七条の二第三項において準用する同条第一項」と、「第一百一二条第一項」とあるのは「第一百一十二条第四項において準用する同条第一項」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、第一項中「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、「所属する者」とあるのは「所属する者」とあるのは「参議院名簿届出政党等」であるが、第三項及び第四項中「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、前項中「第九十七条の二第一項」とあるのは「第九十七条の二第三項において準用する同条第一項」と、「第一百一二条第二項」とあるのは「第一百一十二条第四項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

の選挙について第九十九条の二第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)又は第六項において準用する場合を含む。)の規定により当選人が当選を失つた場合」を加える。

附 則

(施行期日)
(適用区分)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律による改正後の国会法第一百九十九条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示される総選挙又は当該総選挙に係る再選挙若しくは補欠選挙において選出される衆議院の比例代表選出議員及び施行日以後その期日を公示される通常選挙又は当該通常選挙に係る再選挙若しくは補欠選挙において選出される参議院の比例代表選出議員について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された総選挙又は当該総選挙に係る再選挙若しくは補欠選挙において選出される衆議院の比例代表選出議員について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された通常選挙又は当該通常選挙に係る再選挙若しくは補欠選挙において選出される参議院の比例代表選出議員については、なお従前の例による。

第三条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院の比例代表選出議員の選挙については施行日以後その期日を公示される総選挙並びに当該総選挙に係る再選挙及び補欠選挙について、参議院の比例代表選出議員の選挙については施行日以後その期日を公示される通常選挙並びに当該通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日

を公示された衆議院の比例代表選出議員の総選挙並びに当該総選挙に係る再選挙及び補欠選挙並びに施行日の前日までにその期日を公示された参議院の比例代表選出議員の通常選挙並びに当該通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、なお前述の例による。

(漁業法の一部改正)

第四条 漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「第九十八条まで」の下に、「第九十九条の二」を加える。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第五条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條の表以外の部分中「第四項まで」の下に、「第九十九条の二」を加える。

理由

衆議院の比例代表選出議員又は参議院の比例代表選出議員の選挙において選出された議員が、当該選出された選挙において当該議員が名簿登載者であった名簿届出政党等以外の名簿届出政党等に所属する者となつた場合に、これを退職者とする制度を設けるとともに、衆議院の比例代表選出議員又は参議院の比例代表選出議員の選挙における当選人が、その選舉期日以後に当該当選人が名簿登載者であった名簿届出政党等以外の名簿届出政党等に所属する者となつた場合に、その当選を失わせる制度を設ける必要がある。これが、この法案を提出する理由である。

**国会法及び公職選挙法の一部を改正する法
律案(鈴木宗男君外七名提出)に関する報告書**

一 議案の目的及び要旨

本案は、衆議院又は参議院の比例代表選出議員の選挙において選出された議員又は当選人となった者が、当該選挙において名簿登載者であった者が、当該選挙において名簿登載者等に所属する者となつた場合に、これを退職者とあつた名簿届出政党等以外の名簿届出政党等によるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 衆議院の比例代表選出議員又は参議院の比例代表選出議員の所属政党等の移動による当該議員の退職

(一) 衆議院の比例代表選出議員は、議員と

なつた日以後において、当該議員が衆議院名簿登載者であった衆議院名簿届出政党等

以外の当該選挙における衆議院名簿届出政党等(当該議員が衆議院名簿登載者であつた衆議院名簿届出政党等(合併又は分割が行われた場合の合併、分割後の政党等を含む。)を含む二以上の政党等の合併により当該合併後に存続するものを除く。)に所属する者となつたとき。

(二) 改正後の規定は、施行日以後その期日を

係る再選挙、補欠選挙を含む。において選出される議員又は当選人となつた者について適用するものとする。

(三) 経過措置その他所要の規定を整備するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、衆議院又は参議院の比例代表選出議員の選挙において選出された議員又は当選人となつた者が、議員となつた日又はその選挙の期日以後に、当該選挙において名簿登載者であつた名簿届出政党等以外の名簿届出政党等に所属する者となつた場合に、これを退職者とし、又はその当選を失わせる制度を設けようとする」とこと。

- 2 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙における所属政党等の移動による当選人の失格

(一) 衆議院(比例代表選出)議員の選挙における当選人は、その選挙の期日以後において、当該当選人が衆議院名簿登載者であつた衆議院名簿届出政党等以外の当該選挙における衆議院名簿届出政党等(当該当選人が衆議院名簿登載者であった衆議院名簿届出政党等(合併又は分割が行われた場合の合併、分割後の政党等を含む。)を含む二以上の政党等の合併により当該合併後に存続するものを除く。)に所属する者となつたとき。

(二) 衆議院(比例代表選出)議員の選挙における当選人についても、(一)と同様の措置をとるものとする」とこと。

(三) この法律は、公布の日から施行するものとする」とこと。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行するものとする」とこと。

(二) 改正後の規定は、施行日以後その期日を

公示される総選挙又は通常選挙(これらに

よる当選を失うものとする)こと。

(三) 経過措置その他所要の規定を整備するものとする。

目次

弁理士法(大正十年法律第百号)の全部を改正する。

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 弁理士試験(第九条—第十六条)

第三章 登録(第十七条—第二十八条)

第四章 弁理士の義務(第二十九条—第三十一

条)

第五章 弁理士の責任(第三十二条—第三十六

条)

第六章 特許業務法人(第三十七条—第五十五

条)

第七章 日本弁理士会(第五十六条—第七十四

条)

第八章 雑則(第七十五条—第七十七条)

第九章 討則(第七十八条—第八十四条)

ので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十二年四月十四日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に關する特別委員長 桜井 新

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

新

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律で「国際登録出願」とは、特許協力条約に基づく国際出願等に關する法律(昭和五十三年法律第三十号)第二条に規定する国際登録出願をいう。

第三条 この法律で「回路配置」とは、半導体集積回路の回路配置に關する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項に規定する回路配置をいう。

第四条 この法律で「特定不正競争」とは、不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項に規定する不正競争であつて、同項第一号から第九号までに掲げるものがあつては、技術上の秘密(秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。第四条第三項において同じ。)に關するものに限る。)をいう。

第五条 この法律で「特許業務法人」とは、第四条第一項の業務を組織的に行うことを目的として、この法律の定めるところにより、弁理士が共同して設立した法人をいう。

官報(号外)

<p>(試験の内容)</p> <p>第十一条 短答式による試験は、次に掲げる科目について行う。</p> <p>一 特許、実用新案、意匠及び商標(以下この条及び次条第一号において「工業所有権」といいう。)に関する法令</p> <p>二 工業所有権に関する条約</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、弁理士の業務を行うのに必要な法令であって、経済産業省令で定めるもの</p> <p>四 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。</p> <p>一 工業所有権に関する法令</p> <p>二 経済産業省令で定める技術又は法律に関する科目的うち受験者のあらかじめ選択する一科目</p> <p>三 □述試験は、筆記試験に合格した者につき、工業所有権に関する法令について行う。</p> <p>(試験の免除)</p> <p>第十二条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる試験を免除する。</p> <p>一 筆記試験に合格した者 次回の弁理士試験の筆記試験</p> <p>二 特許庁において審査の事務に従事した期間が通算して五年以上になる者 工業所有権に関する法令及び条約について行う試験</p> <p>三 前条第二項第一号の受験者が選択する科目について筆記試験に合格した者と同等以上の者。</p>	
<p>学識を有する者として経済産業省令で定める者 当該科目について行う論文式による試験</p> <p>(試験の執行)</p> <p>第十三条 弁理士試験は、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百三十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「審議会」という。)が、これを行ふ。</p> <p>2 弁理士試験は、毎年一回以上、これを行ふ。(合格証書)</p> <p>第十四条 弁理士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。</p> <p>(合格の取消し等)</p> <p>第十五条 弁理士試験によって弁理士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。</p> <p>2 審議会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて弁理士試験を受けることができないものとすることができる。</p> <p>(受験手数料)</p> <p>第十六条 この法律に定めるもののほか、弁理士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により納付した受験手数料は、弁理士試験を受けなかった場合においても返還しない。</p> <p>一 心身の故障により弁理士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。</p> <p>二 弁理士の信用を害するおそれがあるとき。</p> <p>三 日本弁理士会は、当該申請者が前項各号に該当することを理由にその登録を拒否しようとす</p>	
<p>(登録)</p> <p>第十七条 弁理士となる資格を有する者が、弁理士となるには、日本弁理士会に備える弁理士登録簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。</p> <p>2 日本弁理士登録簿の登録は、日本弁理士会が行なう。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第十八条 前条第一項の登録を受けようとする者は、日本弁理士会に登録申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の登録申請書には、氏名、生年月日、事務所の所在地その他経済産業省令で定める事項を記載し、弁理士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第十九条 日本弁理士会は、前条第一項の規定による登録の申請を受けた者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対する登録の申請をした者が弁理士となる資格を有せず、又は次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が次の各号のいずれかに該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、第七十条に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない。</p> <p>2 第十八条第一項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対する登録の申請を拒否されたものとして、経済産業大臣に対し前項の審査請求をすることができる。</p> <p>3 第十九条 第十九条第一項の規定による登録の申請を受けた者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対する登録の申請を拒否されたものとして、経済産業大臣に対し前項の審査請求をすることができる。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第二十条 日本弁理士会は、第十八条第一項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたとき、又は登録を拒否したときは、その旨を当該申請者に書面により通知しなければならない。</p> <p>(登録に関する通知)</p> <p>第二十一条 第十九条第一項の規定による登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、経済産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十号)による審査請求をすることができる。</p> <p>2 第十八条第一項の規定による登録の申請を受けた者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対する登録の申請を拒否されたものとして、経済産業大臣に対し前項の審査請求をすることができる。</p> <p>3 第十九条 第十九条第一項の規定による登録の申請を受けた者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対する登録の申請を拒否されたものとして、経済産業大臣に対し前項の審査請求をすることができる。</p>	
<p>るときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えるなければならない。</p> <p>第二十二条 日本弁理士会は、第十八条第一項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたとき、又は登録を拒否したときは、その旨を当該申請者に書面により通知しなければならない。</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第二十三条 弁理士は、弁理士登録簿に登録を受けた事項に変更が生じたときは、遅滞なく、日本弁理士会にその旨を届け出なければならぬ。</p>	

第五号又は第二十五条第一項の規定による当該

弁理士の登録の抹消をすることができない。

(懲戒処分の公告)

第三十六条 経済産業大臣は、第三十二条の規定

により懲戒の処分をしたときは、その旨を官報

をもって公告しなければならない。

(設立) 第六章 特許業務法人

第三十七条 弁理士は、この章の定めるところに

より、特許業務法人を設立することができる。

(名称)

第三十八条 特許業務法人は、その名称中に特許

業務法人という文字を使用しなければならな

い。

(社員の資格)

第三十九条 特許業務法人の社員は、弁理士でな

ければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができな

い。

一 第三十二条の規定により業務の停止の処分

を受け、当該業務の停止の期間を経過しない

者

二 第五十四条の規定により特許業務法人が解

散又は業務の停止を命ぜられた場合において

あつた者でその処分の日から三年(業務の停

止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の

停止の期間)を経過しないもの

(業務の範囲)

第四十条 特許業務法人は、第四条第一項の業務

を行ふほか、定款で定めるところにより、同条

第二項及び第三項の業務の全部又は一部を行つ

ることができる。

第四十一条 前条に規定するもののほか、特許業

務法人は、第五条及び第六条の規定により弁理

士が処理することができる事務を当該特許業務

法人の社員又は使用人である弁理士(以下「社員

等」という。)に行わせる事務の委託を受けるこ

とができる。この場合において、当該特許業務

法人は、委託者に、当該特許業務法人の社員等

のうちからその補佐人又は訴訟代理人を選任さ

せなければならない。

(登記)

第四十二条 特許業務法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に対抗することができない。

(設立の手続)

第四十三条 特許業務法人を設立するには、その

社員によるうとする弁理士が、共同して定款を

定めなければならない。

2 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載

しなければならない。

一 目的

2 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載

しなければならない。

二 名称

三 事務所の所在地

四 社員の氏名及び住所

五 社員の出資に関する事項

六 業務の執行に関する事項

(成立の時期)

第四十四条 特許業務法人は、その主たる事務所

の所在地において設立の登記をすることによつ

て成立する。

(成立の届出)

第四十五条 特許業務法人は、成立したときは、

成立の日から一週間以内に、登記簿の謄本及び

定款を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出

なければならない。

(業務を執行する権限)

第四十六条 特許業務法人の社員は、すべて業務

を執行する権利を有し、義務を負う。

(定款の変更)

第四十七条 特許業務法人は、定款を変更したと

きは、変更の日から一週間以内に、変更に係る

事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

(特定の事件についての業務の制限)

第四十八条 特許業務法人は、次の各号のいずれ

かに該当する事件については、その業務を行つ

てはならない。ただし、第三号に規定する事件

については、受任している事件の依頼者が同意

した場合は、この限りでない。

1 相手方の協議を受けた事件で、その協議の

頼を承諾した事件

2 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依

頼を承諾した事件

3 受任している事件の相手方からの依頼によ

る他の事件

4 第三項各号に掲げる事件として特許業務法

人の社員の半数以上の者が関与してはならな

い事件

5 特許業務法人の社員等は、前項各号に掲げる

事件については、自ら又は第三者のためにそ

の業務を行つてはならない。

3 特許業務法人の社員等は、当該特許業務法人

が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該

当する事件に係るものには関与してはならない

い。

一 社員等が当該特許業務法人の社員等となる

前に相手方の協議を受けて賛助し、又はその協議

の程度及び方法が信頼関係に基づくと認めら

れるもの

二 社員等が当該特許業務法人の社員等となる

前に他の特許業務法人の社員等としてその業

務に従事していた期間内に、その特許業務法

人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその

依頼を承諾した事件

三 社員等が当該特許業務法人の社員等となる

前に他の特許業務法人の社員等としてその業

務に従事していた期間内に、その特許業務法

人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその

依頼を承諾した事件

四 特許業務法人の社員等が当該特許業務法

人の半数以上の者が関与してはならな

い事件

五 特許業務法人の社員等は、前項各号に掲げる

事件については、自ら又は第三者のためにそ

の業務を行つてはならない。

六 特許業務法人の社員等は、弁理士でない者に

その業務を行わせてはならない。

(弁理士の義務に関する規定の準用)

第五十条 第二十九条の規定は、特許業務法人に

ついて準用する。

十一 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定

十二 弁理士会及び会員に関する情報の提供に関する規定

十三 会費に関する規定

十四 会計及び資産に関する規定

十五 事務局に関する規定

二 会則の制定又は変更(政令で定める重要な事項に係る変更に限る)は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会員)
第五十八条 弁理士会は、その目的を達成するため必要があるときは、支部を設けることができる。

(登記)

第五十九条 弁理士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(入会及び退会)

第六十条 弁理士及び特許業務法人は、当然、弁理士会の会員となり、弁理士がその登録を抹消されたとき及び特許業務法人が解散したときは、当然、弁理士会を退会する。

(弁理士会の退会処分)

第六十一条 弁理士会は、経済産業大臣の認可を受けて、弁理士会の秩序又は信用を害するおそ

れのある会員を退会させることができる。

(会則を守る義務)

第六十二条 会員は、弁理士会の会則を守らなければならない。

(役員)

第六十三条 弁理士会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。

2 会長は、弁理士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を行つ。

(総会)

第六十四条 弁理士会は、毎年、定期総会を開かなければならぬ。

2 弁理士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

(総会の決議を必要とする事項)

第六十五条 弁理士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

(総会の決議等の報告)

第六十六条 弁理士会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を特許庁長官に報告しなければならない。

(紛議の調停)

第六十七条 弁理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

(建議及び答申)

第六十八条 弁理士会は、弁理士に係る業務又は制度について、経済産業大臣又は特許庁長官に建議し、又はその諮問に答申することができるものとする。

(報告)

第六十九条 弁理士会は、その会員に第三十二条又は第五十四条の規定に該当する事実があると認めたときは、経済産業大臣に対し、その事実を報告するものとする。

2 第三十三条第一項の規定は、前項の報告があつた場合について準用する。

(登録審査会)

第七十条 弁理士会に、登録審査会を置く。

2 登録審査会は、弁理士会の請求により、第十九条第一項の規定による登録の拒否、第二十二

条第一項の規定による登録の取消し又は第二十一

五条第一項の規定による登録の抹消について必要な審査を行うものとする。

3 登録審査会は、会長及び委員四人をもって組織する。

4 会長は、弁理士会の会長をもってこれに充てられる。

5 委員は、会長が、経済産業大臣の承認を受け、弁理士、弁理士に係る行政事務に従事する経済産業省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に規定するものはか、登録審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(報告及び検査)

第七十二条 経済産業大臣は、弁理士会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、弁理士会に對し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に弁理士会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(総会の決議の取消し及び役員の解任)

第七十三条 経済産業大臣は、弁理士会の会則の決議又は役員の行為が法令又は弁理士会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消し又は役員の解任を命ずることができる。

(民法の準用)

第七十四条 民法第四十四条、第五十条及び第五十五条の規定は、弁理士会について準用する。

官報(号外)

(経済産業省令への委任)

第七十四条 この法律に定めるもののほか、弁理士会に必要な事項は、経済産業省令で定められる。

第八章 雜則

(弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限)

第七十五条 弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは商標に関する登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する登録出願若しくは国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許原簿への登録の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。)又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成を業とすることができない。

(名称の使用制限)

第七十六条 弁理士又は特許業務法人でない者は、弁理士若しくは特許事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

2 特許業務法人でない者は、特許業務法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

3 日本弁理士会でない団体は、日本弁理士会又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(弁理士の使用者等の秘密を守る義務)

第七十七条 弁理士若しくは特許業務法人の使用者その他の従業者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、第四条から第六条まで

の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第九章 罰則

第七十八条 弁理士となる資格を有しない者が、日本弁理士会に対し、その資格につき虚偽の申請をして弁理士登録簿に登録させたときは、一

年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十九条 第七十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十条 第三十条又は第七十七条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定によ

る立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第七十六条の規定に違反した者

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第七十九条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第八十三条 第三十四条の規定(第五十四条第二項において準用する場合を含む。)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は帳簿書類その他の物件の提出をしなかつた者は、三十万円以下の過料に処する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特許業務法人の社員若しくは清算人又は日本弁理士会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第五十五条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。

三 定款又は第五十五条第二項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又

は不実の記載をしたとき。

四 第五十五条第六項において準用する商法第

百条第一項又は第三項(同法第二百七十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五 第五十五条第七項において準用する商法第二百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二章の規定 平成十四年一月一日

二 第四条第三項の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条 次に掲げる者は、改正後の弁理士法(以下「新法」という。)第七条に規定する弁理士となる資格を有するものとみなす。

一 この法律の施行の際現に弁理士となる資格を有する者

二 附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の弁理士法(以下「旧法」という。)第二条第二項の弁理士試験に合格した者

三 第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の弁理士法(以下「旧法」という。)第二条第二項の弁理士試験に合格した者

四 第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の弁理士法(以下「旧法」という。)第二条第二項の弁理士試験に合格した者

五 第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の弁理士法(以下「旧法」という。)第二条第二項の弁理士試験に合格した者

六 第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の弁理士法(以下「旧法」という。)第二条第二項の弁理士試験に合格した者

の施行の日(以下「施行日」といふ。)以後に同号に規定する刑に処せられた者について適用し、施行日前に旧法第五条第一号に規定する刑に処せられた者の当該刑に係る欠格事由については、なお従前の例による。

2 新法第八条第二号(商標法附則第二十八条の罪に係る部分に限る。)及び第三号の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者について適用する。

3 新法第八条第四号及び第七号の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する处分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第五条第三号に規定する处分を受けた者の当該处分に係る欠格事由については、なお従前の例による。

(弁理士試験に関する経過措置)

第四条 旧法第一条第二項の規定は、平成十三年十二月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

2 第二章の規定の施行の日前に旧法第二条第二項(前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の弁理士試験を受験した者が同章の規定の施行の日以後に同章に規定する弁理士試験を受験する場合における新法第十一条の規定による試験の免除及び新法第十四条第一項の規定による試験の受験の停止に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録に関する経過措置)

第五条 旧法第六条第二項の規定による弁理士登

録簿の登録は、新法第十七条第一項の規定によることに規定する弁理士登録簿の登録とみなす。

2 施行日前に旧法第六条第三項の規定により旧法に規定する弁理士会(以下「旧弁理士会」といふ。)に對して行った登録の申請は、新法第十八条第一項の規定により日本弁理士会に対して行った登録の申請とみなす。

3 施行日前に旧法の規定により旧弁理士会がした登録の拒否又は登録の抹消及びその通知は、新法の規定により日本弁理士会がしたものとみなす。

(資質の向上のための研修)

第六条 次に掲げる者(弁護士その他の経済産業省令で定めるところにより、日本弁理士会が行う弁理士の資質の向上を図るために研修を受けなければならぬ者)

2 施行日前に旧法第十七条の規定により過料の処分を受けた者については、旧法第二十一条の規定は、なおその効力を有する。

3 旧法第十七条の規定により業務の停止の処分を受け、この法律の施行の際現に業務の停止の期間中である者については、その処分を受けた日において新法第三十二条の規定により業務の停止の処分を受けた者とみなす。この場合において、経済産業大臣は、この法律の施行後遅滞なくその旨を官報をもって公告しなければならない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に特許業務法人又はこれに類似する名称を用いている者については、新法第七十六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十四条 旧法第十九条の規定による懲戒の申告で、この法律の施行の際まだ懲戒の手続を終えないものについては、施行日に新法第六十九条第一項に規定する報告がされたものとみなす。

(弁理士会に関する経過措置)

第九条 施行日に現に存する旧弁理士会は、施行について知り得た秘密は、新法第三十条に規定

する弁理士に係るその業務上取り扱つたことについて知り得た秘密とみなして、同条の規定に係る罰則を含む。)を適用する。

2 旧弁理士会は、施行日までに、新法第五十七条の例により、この法律の施行に伴い必要となる会則の変更をし、通商産業大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生じるものとする。

3 第一項の日本弁理士会は、速やかに、新法第五十九条の規定により設立の登記をしなければならない。

日において、新法第五十六条第一項の規定による日本弁理士会となり、同一性をもつて存続するものとする。

直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 弁理士の業務の見直し

弁理士の業務に、工業所有権等に関する仲裁事件の手続の代理、権利侵害貨物の輸入差止の税関への申立ての代理及び契約締結等の代理等の業務を追加するとともに、弁理士の独占業務の一部を縮減し、権利が確定した後の特許料の納付手続等の業務を開放する。

2 弁理士試験制度の見直し

弁理士の業務拡大に対応し、弁理士の量的拡大を図るため、試験科目の充実や選択科目の見直し等試験内容の簡素・合理化を図り、さらに、一定の資格を有する者に対する試験の一部免除を行う。

3 特許業務法人制度の創設

総合かつ継続的な専門的サービスの提供を図るため、弁理士の事務所の法人化を解禁し、特許業務法人制度を創設する。

4 その他

弁理士の職責の明確化、懲戒制度の整備、日本弁理士会に係る規定の整備、罰則規定の整備等を行う。

5 施行期日等

(一) 施行期日
この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、弁理士試験制度の見直しに係る規定については平成十四年一月一日

から、弁理士業務の見直しのうち工業所有権等の取引に係る契約の締結等の代理等に係る規定については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二) 経過措置等

必要な経過措置等について定める。

二 議案の可決理由

本案は、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等を図るため、知的財産専門サービスの重要な担い手である弁理士について、その業務を規制する弁理士法の全面的な見直しを行うための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 弁理士の業務の見直し

規制する弁理士法の全面的な見直しを行うための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

四 特許業務法人制度の創設

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十二年四月十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

商工委員長 中山 成彬

五 其他

弁理士法案に対する附帯決議
〔別紙〕

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

近年の急速な技術革新の進展及び知的財産権に関する制度整備の動向等にかんがみ、日本弁理士会が行う研修事業が実務に即したより効果的なものとなるよう、研修内容等の策定について広範な論議を進めること。

たっては十分配慮すること。

また、弁理士の自己研鑽努力等を支援しつつ、弁理士試験における受験者負担の軽減が弁理士の資質の低下を招くことがないよう努めるとともに、法務サービス分野における弁理士業務の拡大を踏まえた研修のあり方等について検討を進めること。

WTO次期サービス交渉や司法制度改革等の内外における知的財産権を巡る動向に合わせ、本法について適時適切に見直しを行うこと。

裁判外紛争処理制度(ADR)の有効活用が図られるよう情報提供に努めつつ、工業所有権裁センターの活動の充実強化等に資する支援策について検討すること。

七 知的財産施策の企画立案に当たっては、より適切な法務サービスを提供するため、関係省庁間で十分な連携と意思の疎通を図ること。
八 WTO次期サービス交渉や司法制度改革等の内外における知的財産権を巡る動向に合わせ、本法について適時適切に見直しを行うこと。
九 裁判外紛争処理制度(ADR)の有効活用が図られるよう情報提供に努めつつ、工業所有権裁センターの活動の充実強化等に資する支援策について検討すること。
十 本法について適時適切に見直しを行うこと。
十一 各種の制度整備の動向等にかんがみ、日本弁理士会が行う研修事業が実務に即したより効果的なものとなるよう、研修内容等の策定について広範な論議を進めること。

官報(号外)

第五章 雜則(第二十条—二十四条)

第六章 罰則(第二十五条—第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

この法律は、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することとの重要性が増大していることから、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進するための措置その他の措

置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者、身体障害者等」とは、高齢者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他の日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

2 この法律において「移動円滑化」とは、公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動

に係る身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性を向上することをいう。

3 この法律において「公共交通事業者等」とは、

次に掲げる者をいう。

一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十一号)による鉄道事業者旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行つて鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)

二 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。)

三 道路運送法(昭和二十六年法律第八百八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業者

四 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第一百三十六号)によるバスターミナル事業を営む者

五 海上運送法(昭和二十四年法律第八百八十七号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による对外旅客定期航路事業を除く。以下同じ。)を営む者

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

七 前各号に掲げる者以外の者で次項第一号、第四号又は第五号の旅客施設を設置し、又は管理するもの

八 特定旅客施設、当該特定旅客施設と前号の施設との間の経路(以下「特定経路」という。)を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設(以下「一般交通用施設」という。)及び当該

九 特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公署施設、福祉施設その他の施設の所在地を含む地区であること。

十 特定旅客施設と同一の施設内においてエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化のために必要な設備を整備する事業

十一 特定旅客施設の構造を変更する事業

十二 特定旅客施設内においてエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化のために必要な設備を整備する事業

十三 公共交通事業者等が特定旅客施設を利用して旅客の運送を行うために使用する自動車(以下「特定車両」という。)を床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動円滑化のために必要な事業

十四 この法律において「道路管理者」とは、道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八第一項に規定する道路管理者をいう。

十五 この法律による道路の新設又は改築に関する

に供する施設(以下「公用施設」という。)について移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

三 当該地区において移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

四 同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)

五 航空旅客ターミナル施設

六 この法律において「特定旅客施設」とは、旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。

七 この法律において「車両等」とは、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車、船舶及び航空機をいう。

八 この法律において「特定事業」とは、公共交通特定事業、道路特定事業及び交通安全特定事業をいう。

九 この法律において「公共交通特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 特定旅客施設内においてエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化のために必要な設備を整備する事業

二 前号の事業に伴い特定旅客施設の構造を変更する事業

三 特定旅客施設と同一の施設内においてエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化のために必要な設備を整備する事業

四 特定旅客施設の構造を変更する事業

五 特定旅客施設内においてエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化のために必要な設備を整備する事業

六 特定旅客施設の構造を変更する事業

七 特定旅客施設の構造を変更する事業

八 特定旅客施設の構造を変更する事業

九 特定旅客施設の構造を変更する事業

一〇 特定旅客施設の構造を変更する事業

一一 特定旅客施設の構造を変更する事業

一二 特定旅客施設の構造を変更する事業

一三 特定旅客施設の構造を変更する事業

一四 特定旅客施設の構造を変更する事業

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案及び同報告書

る事業(「これと併せて実施する必要がある移動

円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。)をいう。

一 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案

内標識その他の移動円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

二 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動円滑化のために必要な道路の構造の改良に關する事業

三 この法律において「交通安全特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 移動円滑化のための横断の改良に關する事業

二 移動円滑化のための機能を付加した信号機、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九条の歩行者用道路であることを表示する道

路標識、横断歩道であることを表示する道

路標示その他の移動円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示(以下「信号機等」という。)の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

四 道路標識、横断歩道であることを表示する道

路標示その他の移動円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示(以下「信号機等」という。)の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

五 一 道路標識、横断歩道であることを表示する道

路標示その他の移動円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示(以下「信号機等」という。)の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

六 一 道路標識、横断歩道であることを表示する道

路標示その他の移動円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示(以下「信号機等」という。)の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

七 一 道路標識、横断歩道であることを表示する道

路標示その他の移動円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示(以下「信号機等」という。)の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

(基本方針)

第三条 主務大臣は、移動円滑化を総合的かつ計

画的に推進するため、移動円滑化の促進に関する市街地開発事業をいう。以下同じ。)に關し移動円滑化のために考慮すべきものとする。

二 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

三 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

四 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

五 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

六 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

七 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

八 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

九 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

十 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

十一 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

十二 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

十三 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

十四 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

十五 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

十六 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

十七 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

十八 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

十九 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

二十 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

旅客施設及び車両等(新設旅客施設等を除く。)を移動円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二十一 公共交通事業者等は、高齢者、身体障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するため必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

二十二 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

二十三 公共交通事業者等は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、移動円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

二十四 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、当該旅客施設又は車両等(以下「新設旅客施設等」という。)を、移動円滑化のために必要な構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「移動円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

二十五 公共交通事業者等は、新設旅客施設等を移動円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

二十六 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等(第一項の規定により審査を行うものを除く。)

若しくは前項の政令で定める規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第二項の規定に違反している事実があると認める場合には、公共交通事業者等に対し、当該旅客施設又は車両等を移動円滑化基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。ただし、鉄道事業法その他の法律の規定で政令で定めるものによる事業改善の命令がある場合にあっては、当該命令によるものとする。

第三章 重点整備地区における移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進

(移動円滑化基本構想)

第六条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成することができる。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点整備地区における移動円滑化に関するものと/orする。

二 重点整備地区の位置及び区域

三 特定旅客施設、特定車両、特定経路を構成する一般交通用施設及び当該特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される公

若しくは前項の政令で定める規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第二項の規定に違反している事実があると認める場合には、公共交通事業者等に対し、当該旅客施設又は車両等を移動円滑化基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。ただし、鉄道事業法その他の法律の規定で政令で定めるものによる事業改善の命令がある場合にあっては、当該命令によるものとする。

共用施設について移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

四 前号に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に付し移動円滑化のために考慮すべき事項その他必要な事項

3 基本構想は、都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。

4 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)と協議しなければならない。

5 市町村は、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

6 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

7 前項に規定するもののほか、関係する公共交通事業者等、道路管理者その他的一般交通用施設及び公用施設の管理者並びに公安委員会

う努めなければならない。

8 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者その他的一般交通用施設及び公用施設の管理者並びに公安委員会に、基本構想の写しを送付しなければならない。

9 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

10 第四項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

4 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)と協議しなければならない。

5 市町村は、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

6 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

7 前項に規定するもののほか、関係する公共交通事業者等、道路管理者その他的一般交通用施設及び公用施設の管理者並びに公安委員会

を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聽かなければならぬ。

4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

6 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者その他的一般交通用施設及び公用施設の管理者並びに公安委員会に、基本構想の写しを送付しなければならない。

7 前項に規定するもののほか、関係する公共交通事業者等、道路管理者その他的一般交通用施設及び公用施設の管理者並びに公安委員会

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

官 報 (号 外)

<p>5 主務大臣は、第一項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画(第三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に従つて公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>(公共交通特定事業の実施に係る命令等)</p> <p>第九条 市町村は、第七条第一項の規定による公共交通特定事業が実施されていないと認めるときは、公共交通事業者等に対し、その実施を要請することができる。</p> <p>2 市町村は、前項の規定による要請を受けた公共交通事業者等が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。</p> <p>3 主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、公共交通事業者等が正当な理由がないと認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該公共交通特定事業を実施すべきことを勧告することができる。</p> <p>4 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた公共交通事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該公共交通事業者等の事業について高齢者、身体障害者等の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、第五条第三項の規定により命令をすることができる場合を除くほか、当該公共交通事業者等に対し、移動円滑化</p>	<p>のために必要な措置を講るべき旨の命令をすることができる。ただし、鉄道事業法その他の法律の規定で政令で定めるものによる事業改善の命令がある場合には、当該命令によるものとする。</p> <p>(道路特定事業の実施)</p> <p>第十条 第六条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画(以下「道路特定事業計画」という)を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。</p> <p>7 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村、公共交通事業者等及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。</p>
<p>8 前項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。</p> <p>(交通安全特定事業の実施)</p> <p>第十二条 第六条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通</p>	<p>き重要な事項</p> <p>5 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等及び公安委員会の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>6 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第二十条第一項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第二十二条第一項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による交通安全特定事業(第一条第二項第一号に掲げる事業に限る。)は、当該信号機等が、重点整備地区における移動円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。</p> <p>3 交通安全特定事業においては、実施しようととする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 交通安全特定事業を実施する道路の区間</p> <p>二 前号の道路の区間に実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間</p> <p>三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要な事項</p> <p>4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。</p> <p>6 前項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。</p>
<p>6 前項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。</p>	<p>安全特定事業を実施するための計画(以下「交通安全特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。</p> <p>2 前項の規定による交通安全特定事業(第一条第二項第一号に掲げる事業に限る。)は、当該信号機等が、重点整備地区における移動円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。</p> <p>3 交通安全特定事業においては、実施しようととする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 交通安全特定事業を実施する道路の区間</p> <p>二 前号の道路の区間に実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間</p> <p>三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要な事項</p> <p>4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。</p> <p>6 前項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。</p>

(一般交通用施設又は公用施設の整備等)
第十二条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた一般交通用施設又は公用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 基本構想において定められた一般交通用施設又は公用施設の管理者(国又は地方公共団体を除く。)は、当該基本構想の達成に資するため、その管理する施設について移動円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第十三条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第三項又は第三条の二から第三条の四までの規定により施行するものの換地計画(基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。)においては、特定旅客施設、一般交通用施設又は公用施設で、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの(同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第六条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。)の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この

場合においては、当該保留地の地積について、当該土地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

2 土地区画整理法第四百四条第一項及び第八百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。
 この場合において、同法第八百八条第一項中「第三条第三項若しくは第四項」とあるのは「第三条第三項」と、「第一百四条第十一項」とあるのは「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三章第二項において準用する第一百四条第十一項」と読み替えるものとする。

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第三百三十三条第四項の規定による公告があつた日における從前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第一百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第八百五十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

場合においては、当該保留地の地積について、当該土地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

5 第一項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十七条の二及び第一百二十九条の規定の適用については、同項から第三項までの規定は、同法の規定とみなす。

(地方債の特例等)

第十四条 地方公共団体が、第八条第二項又は第三項の規定により認定を受けた公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業に関する助成を行おうとする場合には、当該助成に要する経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律第一百九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

2 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第四章 指定法人
 (指定)

第十五条 主務大臣は、旅客施設及び車両等に係る移動円滑化を促進することを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する事業を行正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同条に規定する事業を行なう者として指定することができる。

第一項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十七条の二及び第一百二十九条の規定の適用については、同項から第三項までの規定は、同法の規定とみなす。

(地方債の特例等)

第十六条 指定法人は、次に掲げる事業を行なうものとする。

一 公共交通事業者等による移動円滑化のための事業の実施に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

二 公共交通事業者等に対して、移動円滑化のための事業の実施に必要な助言、指導、資金の支給その他の援助を行うこと。

三 公共交通事業者等による移動円滑化のための事業に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、公共交通事業者等による移動円滑化のための事業を促進するるために必要な業務を行なうこと。

(公共交通事業者等の指定法人に対する通知)

第十七条 公共交通事業者等は、指定法人の求めがあった場合には、主務省令で定めるところにより、移動円滑化のための事業の実施状況を当該指定法人に通知しなければならない。

(改善命令)

第十八条 主務大臣は、指定法人の第十六条に規定する事業の運営に関して改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(指定の取消し等)

第十九条 主務大臣は、指定法人が前条の規定によるとおり命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雜則

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第二十条 国は、移動円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動円滑化に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

3 国は、広報活動等を通じて、移動円滑化の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国民は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した円滑な移動を確保するために協力するよう努めなければならない。

(運輸施設整備事業団の業務の特例)

第二十一条 運輸施設整備事業団(以下「事業団」という。)は、運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号。以下「事業団法」という。)第二十条第一項から第三項までに規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行ふことができる。

一 移動円滑化のための事業であつて主務省令で定めるものを実施する公共交通事業者等に対する対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として、補助金を交付すること。

2 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 主務大臣は、第一項第一号の主務省令を定めようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(報告書及び立入検査)

第二十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 第六条第八項及び第九項(これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。)における主務大臣は運輸大臣、建設大臣、国家公安委員会及び自治大臣とし、第十五条、第十八条、第十九条及び前条第二項における主務大臣は運輸大臣及び建設大臣とし、第二十一条第三項における主務大臣は運輸大臣とする。

4 第四条第一項における建築物は、旅客施設(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物に該当する部分に限る。)及び軌道に関する事項については運輸省令・建設省令とし、その他の事項については運輸省令とする。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

い。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十三条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第一号に掲げる事項については運輸大臣及び建設大臣とし、その他の事項については運輸大臣、建設大臣、國家公安委員会及び自治大臣とする。

3 第二項第一号の主務省令を定めようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(主務大臣等)

第一項第一号」と、事業団法第二十八条第二項及び第二十九条第一項中「この法律」とあるのは「」の法律又は高齢者等移動円滑化法」と、事業団法第四十五条第三号中「第二十条第一項から第三項まで」とあるのは「第二十条第一項から第三項まで又は高齢者等移動円滑化法第二十一条第一項」とする。

3 主務大臣は、第一項第一号の主務省令を定めようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(報告書及び立入検査)

第一項第一号」と、事業団法第二十八条第二項及び第二十九条第一項中「この法律」とあるのは「」の法律又は高齢者等移動円滑化法」と、事業団法第四十五条第三号中「第二十条第一項から第三項まで」とあるのは「第二十条第一項から第三項まで又は高齢者等移動円滑化法第二十一条第一項」とする。

3 第二項第一号の主務省令を定めようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(報告書及び立入検査)

の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第二号)の一部を次のように改正する。

十七号の一部を次のよう改定する。

動の円滑化の促進に関する法律案及び同報告書

に対応して、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係る身体の負担を軽減することによりその移動の利便性及び安全性向上を促進するため、公共交通事業者等に対し、その旅客施設及び車両等の構造及び設備を一定の基準に適合させることを義務付けるとともに、鉄道駅その他の旅客施設を中心とした一定の地区において、当該旅客施設、道路その他の一般交通用施設及び公用施設の改善を重点的かつ一体的に推進すること等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

我が国における急速な高齢化の進展に対応して、高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係る身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性の向上を促進するた

理
日

に対応して、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係る身体の負担を軽減することによりその移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、公共交通事業者等に対し、その旅客施設及び車両等の構造及び設備を一定の基準に適合させることを義務付けるとともに、鉄道駅その他の旅客施設を中心とした一定の地区において、当該旅客施設、道路その他の一般交通用施設及び公共用施設の改善を重点的にかつ一体的に推進すること等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

及び第二項」を加え、「軌道に関する事項」については運輸大臣及び建設大臣とし、その他の事項については運輸大臣を「国土交通大臣」とし、第六条第八項及び第九項(これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国土交通大臣、國家公安委員会及び総務大臣に改め、同条第三項を次のように改める。

関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、基本方針を定め、又は必要な処分をする」と。
（建設省設置法の一部改正）

第七条 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）」を、「、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）及び高齢者、身体障

我が国における急速な高齢化の進展に対応して、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係る身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、公共交通事業者等に対し、その旅客施設及び車両等の構造及び設備を一定の基準に適合させることを義務付けるとともに、鉄道駅その他の旅客施設を中心とした一定の地区において、当該旅客施設、道路その他の一般交通用施設及び公用施設の改善を重点的かつ一体的に推進すること等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

この法律は、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性が増大していることから、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第十一條第二項における主務省令は、國家公安委員会規則とする。

第一十三條第四項から第六項までを削り、同条第七項中「運輸省令又は建設省令」を「国土交通省令」に改め、同項を同条第四項とする。

を、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十一号)及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第一号)」に改める。

施設、道路その他の一般交通用施設及び公用施設の改善を重点的かつ一体的に推進すること等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 路その他の施設の整備を推進するための措置
定義
その他の措置を講ずることにより、高齢者、
身体障害者等の公共交通機関を利用した移動
の利便性及び安全性の向上の促進を図り、
もって公共の福祉の増進に資することを目的
とする」と。

(自治省設置法の一部改正)

（運輸省設置法の一部改正）

第八条 自治省設置法(昭和二十七年法律第一百六十一号)の一部を次のように改正する。

(内閣提出)に關する報告書

(内閣提出)に関する報告書

2 定義

官 報 (号 外)

活に身体の機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいうものとすること。

(二) この法律において「移動円滑化」とは、公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性向上することをいうものとすること。

(三) この法律において「公共交通事業者等」とは、鉄道事業者、軌道経営者、乗合バス事業者、バスターミナル事業者、海上旅客運送事業者、航空運送事業者及びそれ以外の者で鉄道施設、旅客船ターミナル又は航空旅客ターミナルを設置し、又は管理するものをいうものとすること。

(四) この法律において「旅客施設」とは、鉄道駅、軌道停留場、自動車ターミナル法によるバスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルをいうものとすること。

(五) この法律において「特定旅客施設」とは、旅客施設のうち、利用者が相当数であることその他の政令で定める要件に該当するものをいうものとすること。

(六) この法律において「車両等」とは、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する鉄道車両、軌道車両、自動

車、船舶及び航空機をいうものとすること。

特定旅客施設を中心として設定される次に掲げる要件に該当する地区をいうものとすること。

(一) この法律において「移動円滑化」とは、公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性向上することをいうものとすること。

(二) この法律において「重点整備地区」とは、公共交通事業者等が公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案及び同報告書

と。
特定旅客施設を中心として設定される次に掲げる要件に該当する地区をいうものとすること。

(七) この法律において「重点整備地区」とは、公共交通事業者等が公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案及び同報告書

と。
特定旅客施設を中心として設定される次に掲げる要件に該当する地区をいうものとすること。

(八) この法律において「特定事業」とは、公共交通特定事業、道路特定事業及び交通安全特定事業をいうものとすること。

(九) この法律において「公共交通特定事業」とは、次に掲げる事業をいうものとすること。

(一) 特定旅客施設内においてエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化のために必要な設備を整備する事業

(二) 前号の事業に伴い特定旅客施設の構造を変更する事業

(三) 公共交通事業者等が特定旅客施設を利用する旅客の運送を行つために使用する自動車(以下「特定車両」という。)を床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動円滑化のために必要な事業

(四) この法律において「道路特定事業」とは、交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設(以下「公用施設」という。)について移動円滑化のための事業が実施されること。

(五) この法律において「道路特定事業」とは、次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する移動円滑化のために必要な事業

(六) この法律において「道路特定事業」とは、構成する道路における違法駐車行為の防止の移動円滑化のために必要な特定経路を構成する道路の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動円滑化のために必要な施設又は設備の整備に関する事業(これと併せて実施する必要がある移動円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む)をいうものとすること。

(七) 当該地区において移動円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む)をいうものとすること。

(八) 当該地区において移動円滑化のための事業が特に必要であると認められる地区であること。

(九) 当該地区において移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施すること

が、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

(一) 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

(二) 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他他の移動円滑化のために必要な道路の構

(八) この法律において「特定事業」とは、公共交通特定事業、道路特定事業及び交通安全特定事業をいうものとすること。

(九) この法律において「公共交通特定事業」とは、次に掲げる事業をいうものとすること。

(一) 高齢者、身体障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を附加した信号機、道路交通法第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示(以下「信号機等」という。)の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

(一) 高齢者、身体障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を附加した信号機、道路交通法第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示(以下「信号機等」という。)の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

(二) 造の改良に関する事業

(三) この法律において「交通安全特定事業」とは、次に掲げる事業をいうものとすること。

(一) 高齢者、身体障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を附加した信号機、道路交通法第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示(以下「信号機等」という。)の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

<p>7 道路特定事業</p> <p>(一) 基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画(以下「道路特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとすること。</p> <p>(二) (一)による道路特定事業は、当該道路が、重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する一定の基準に適合するよう実施されなければならないものとすること。</p> <p>(三) 道路特定事業計画においては、基本構想に定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができるものとすること。</p> <p>(四) 道路特定事業計画においては、(三)の道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとすること。</p> <p>(1) 道路特定事業を実施する道路の区間</p> <p>(2) (1)の道路の区間に実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間</p> <p>(3) その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項</p> <p>(四) 公安委員会は、交通安全特定事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等及び公安委員</p>
<p>8 交通安全特定事業</p> <p>(一) 基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画(以下「交通安全特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとすること。</p> <p>(二) (一)による交通安全特定事業(2)の(1)に掲げる事業に限る。)は、当該信号機等が、重点整備地区における移動円滑化のために必要な信号機等に関する一定の基準に適合するよう実施されなければならないものとすること。</p> <p>(三) 交通安全管理事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとすること。</p> <p>(1) 交通安全特定事業を実施する道路の区間</p> <p>(2) (1)の道路の区間に実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間</p> <p>(3) その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項</p>
<p>9 一般交通用施設又は公用施設の整備等</p> <p>国及び地方公共団体は、基本構想において定められた一般交通用施設又は公用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとし、その他の当該施設の管理者は、基本構想の達成に資するため、その管理する施設について移動円滑化のための事業の実施に努めなければならないものとすること。</p> <p>(一) 指定法人は、公共交通事業者等による移動円滑化のための事業の実施に関する情報の収集、整理及び提供、当該事業の実施に関する必要な助言、指導、資金の支給その他援助、当該事業に関する調査及び研究その他の当該事業を促進するために必要な業務を行うものとすること。</p> <p>(二) 公共交通事業者等は、指定法人の求めがあつた場合には、移動円滑化のための事業の実施状況を当該指定法人に通知しなければならないものとすること。</p> <p>(三) 国、地方公共団体及び国民の責務</p> <p>(一) 国は、移動円滑化を促進するため、必要な資金の確保その他の措置、移動円滑化に関する研究開発等の推進、移動円滑化の促進に関する国民の理解を深めるための広報活動等を行うよう努めなければならないものとし、地方公共団体は、国の施策に準じて、移動円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。</p>
<p>10 土地区画整理事業の換地計画において定められる保留地の特例</p> <p>基本構想に定められた地区画整理事業であつて都道府県、市町村等が施行するものの換地計画においては、施行地区内の宅地について所有権その他の使用収益権を有するすべての者の同意を得た上で、特定旅客施設、一般交通用施設又は公用施設(公共施設を除く。)の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができるものとし、その処分金は、これららの者に交付するものとすること。</p> <p>11 地方債の特例等</p> <p>(一) 地方公共団体が、6の(四)により認定を受けた公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業に関する助成を行ふ場合に地方債を起すことができるものとすること。</p>

(二) 国民は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上のため協力するよう努めなければならないものとする。

14 運輸施設整備事業団の業務の特例

運輸施設整備事業団は、この法律の目的を達成するため、移動円滑化のための一定の事業を実施する公共交通事業者等に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として、補助金を交付する業務等を行なうことができるものとする。

15 その他

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、4年の(一)等に関する規定のうち車両等(自動車を除く)に係る部分は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

16 附則

(一) その他所要の事項を定めるものとする。

(二) 議案の修正議決理由

本案は、高齢者、身体障害者等の公共交通機

閣を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図るために措置として妥当なものと認められるが、本法施行後五年を経過した場合において

て、本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきこととした次第である。

なお、本修正は、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、保守党及び自由党の共同提案により行われたものであり、日本共産党的提案に係る修正案は、賛成少数をもって否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十二年度一般会計予算に、公共交通移動円滑化設備整備費補助に必要な経費六億七千万円が計上されている。

右報告する。

平成十二年四月十八日

運輸委員長 仲村 正治
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
〔別紙〕

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現

に向け万全を期すべきである。

一 高齢者、身体障害者等が自由に移動できる環境の整備に向け、本法の適切な運用を図るほか、公共交通事業者等が高齢者、身体障害者等に対する適切なサービスを提供するよう必要な指導等を行うとともに、国民に対して理解と協力を求めるよう努めること。

二 バリアフリー化は高齢者、身体障害者等はじめとする利用者のニーズに対応して実施されることが重要であることにかんがみ、基本方針、移動円滑化基準、道路の構造に関する基準、信号機等に関する基準、基本構想、公共交通特定事業計画、道路特定事業計画及び交通安全特定事業計画の作成に当たっては、高齢者、身体障害者等をはじめ関係者の意見を聞く等により、それらが十分に反映されるよう努めること。

三 鉄道駅におけるバリアフリー化の重要性にかんがみ、乗降客数が多い駅に加え、高齢者、身体障害者等の利用が多いと見込まれる駅等についても、必要な措置を講ずるよう努めること。

四 公共交通機関等のバリアフリー化を進めるためには計画的な施設整備が必要であり、このためその進展を図る適切な支援措置を講ずること。

五 高齢者、身体障害者等を個別に又はこれに近い形で輸送するサービスの充実を図るためにわむるSITS(スペシャル・トランスポート)。

サービスの導入及びタクシーの活用に努めること。

〔別紙〕

〔小字及び一は修正〕

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、第二十一条第一項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔附則〕

〔小字及び一は修正〕